

資料編

資料 1

佐倉市地域福祉計画策定方針

1 計画の背景

佐倉市において、核家族化や少子・高齢化の進展、地域の相互扶助機能の弱体化により、地域住民相互の社会的つながりが希薄になるなど地域社会が変わりつつあります。

その反面、ボランティアやNPO法人などの活動も活発化し、社会福祉を通じて新たなコミュニティを形成するなどの動きも見られます。

また、従来の行政サービスを中心にした仕組みでは、住民の多様な福祉ニーズや必要とされる福祉サービスの量に対応できない状況となっています。

これからは、個人の尊厳を重視し、対等平等の考えに基づき、地域住民すべてにとっての社会福祉として、かつ、地域住民すべてで支える社会福祉に変わっていかねばなりません。そのためには社会福祉に対しての地域住民の理解と協力、つまり地域住民の参加と行動が不可欠です。

佐倉市地域福祉計画（以下「計画」という。）は、このような状況を解決するために第3次佐倉市総合計画に定める「豊かな自然を引き継ぐ、環境と調和したまち」、「個性ある生活圏が連携した、生き生きと暮らせるまち」、「市民がつくる、活力にみちたまち」の基本理念に基づき、市民と行政とが協働で策定する計画です。

2 計画の目的

計画は、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常社会を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進を図ることを目的とします。

3 計画の位置づけ

計画は、第3次佐倉市総合計画の施策と他の福祉関係計画の共通理念を結びつけるとともに、横断的な視点から地域福祉を推進していくための計画です。そのため、計画は他の福祉関係計画の上位計画となります。

4 地域福祉推進の理念

計画の目的である地域福祉の推進のためには、その基本理念として、1)市民の参加、2)共に生きる社会づくり、3)男女平等参画、4)福祉文化の創造の4つが重要です。

1)市民の参加

すべての地域住民が地域社会の一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が必要です。そのためには、生活課題を持つ人自身が権

利の追求をするだけでなく、他の地域住民がそれを当然のこととして受け入れることが重要です。また、地域福祉の推進は、地域住民が相互に協力し合うことと主体的に取り組むという2つの義務を果たすことも重要です。

2) 共に生きる社会づくり

地域の福祉においては、差異や多様性を認め合う地域住民の相互協力が必要不可欠であることから、例えば貧困や失業に陥った人々、障害を有する人々、ホームレスの状態にある人々を特別視し、社会的に排除するのではなく、地域社会への参加と参画を促し、社会に統合することが重要です。

また、様々な権利侵害に対して、権利擁護に地域全体で取り組む活動も重要です。

3) 男女平等参画

男女が、社会の対等な構成員として認め合い理解し合うことから、政治、経済、社会、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるとともに、それらの利益を享受することができるように、また男女が共に責任を担うようにすることが大切です。そのためには、男女が共に生活の基盤である地域社会の生活課題に着目し、その解決に取り組むこと、そして共に地域の諸活動に参画していくことが重要です。

4) 福祉文化の創造

地域住民が地域福祉の活動に参加することで、地域ごとの生活に根ざした社会活動の積み重ねにより、その特性にあった福祉活動が展開されることが予想されます。行政圏域での統一的な福祉活動の推進又はその反対に福祉活動を分断するといったことではなく、地域の状況や実情に応じて柔軟に対応することにより、地域の主体的な取組が実施されて福祉文化の創造につながっていくものと考えられます。また、権利を行使することと責任を果たすことが分権の趣旨であることから、地域住民一人ひとりが地域の自主的な活動に参画していくことが重要です。

5 計画の内容

(1) 計画に含める内容は、次のとおりとします。

地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関すること
地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関すること
地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関すること

(2) 次の内容については、可能な限り計画に含めることとします。

地域住民相互の連帯とすべての人に地域社会への参画を促す「共に生きる社会づくり」に関すること。

地域の福祉力（ちから）を活かすためのネットワーク・施策づくりに関するこ

と。

生活支援・相談・権利擁護に関すること。

福祉及び生活関連の様々な分野を調整・組立・支援する仕組みづくりに関する
こと。

情報が容易に入手できる仕組みづくりに関すること。

施策の評価と見直しに関すること。

計画の進行管理に関すること。

6 計画の策定期間

計画の策定期間は、平成18年3月から平成19年6月までを目標とします。

7 計画の期間

計画の期間は、平成20年度から平成22年度までの3年間とします。

8 計画の策定方法

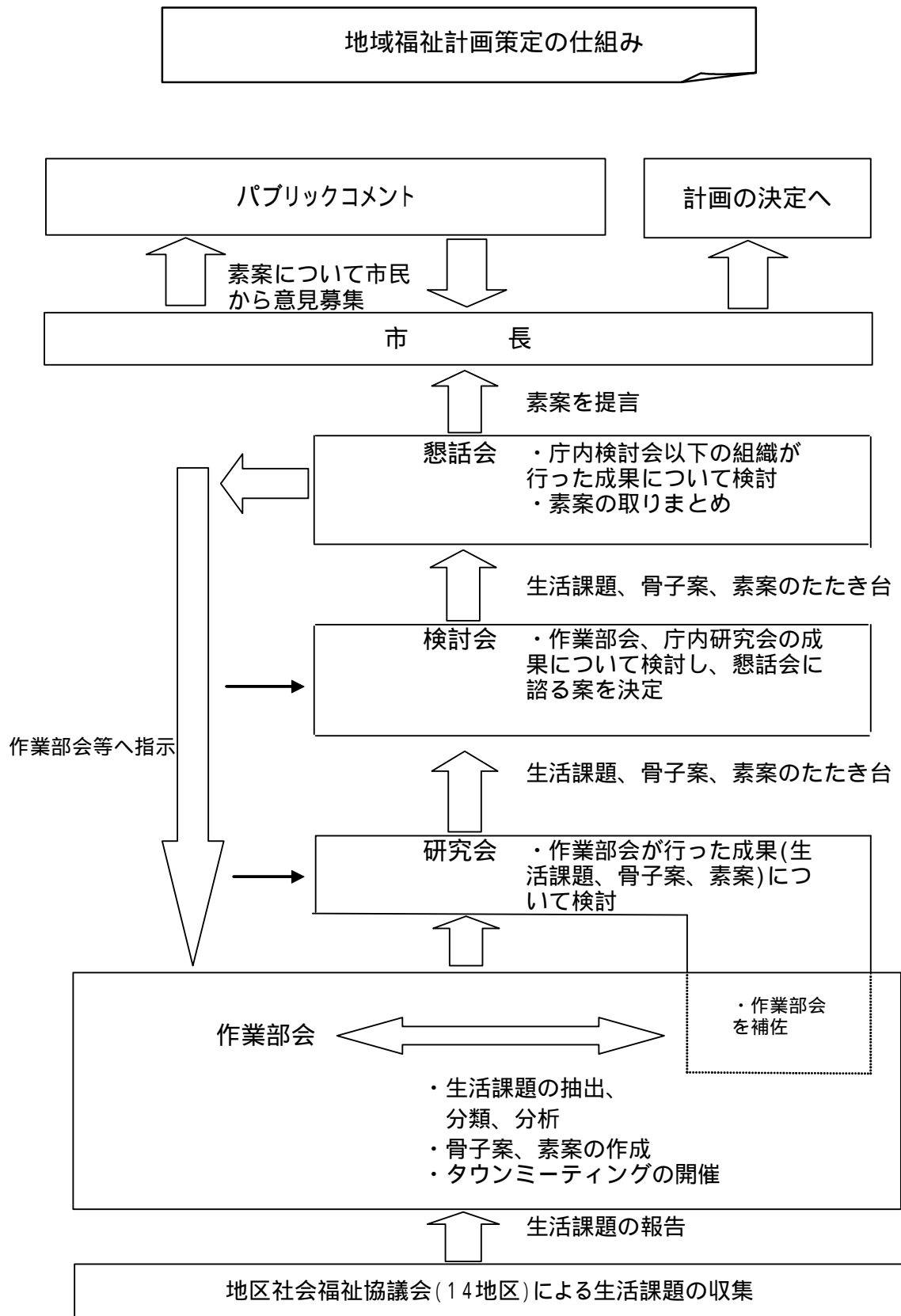
計画の策定にあたっては、佐倉市地域福祉計画策定懇話会（市民15名）が計画素案をまとめて市長に提言し、それを受けた市長がパブリックコメントを経てから計画を決定し公表するものとします。

佐倉市地域福祉計画策定懇話会の下部組織として、佐倉市地域福祉計画策定検討会（庁内関係部課長）、佐倉市地域福祉計画策定研究会（庁内関係課職員）及び佐倉市地域福祉計画策定作業部会（市民30名）を設置して市民と行政が協働で計画素案をまとめていきます。

各組織の役割と関係については別紙「地域福祉計画策定の仕組み」のとおりとします。

上記組織が計画素案をまとめるにあたっては、住民座談会の開催、ヒアリング調査及びアンケート調査などによる生活課題の抽出 骨子案の起草 骨子案のタウンミーティング 素案の起草という手順で行い、市民の意見を十分に反映させるものとします。

別紙



資料 2

佐倉市地域福祉計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法第107条に規定する地域福祉計画の策定に関し、市民及び社会福祉関係者の意見を反映させるため、佐倉市地域福祉計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 佐倉市地域福祉計画について検討し、素案をまとめて市長に提言すること。
- (2) その他懇話会の設置目的を達成するために必要なこと。

(懇話会の組織)

第3条 懇話会の委員は15人以内で組織し、別表に掲げる者をもって市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から地域福祉計画が公表される日までとする。

- 2 委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(懇話会の会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要と認めるときは、会議に関係者及び関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年1月13日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、地域福祉計画が公表された日をもって、その効力を失う。

別表

No	カテゴリー	人数
1	学識経験者	1名
2	社会福祉事業経営者・従事者	2名
3	医療関係者	1名
4	農協・生協等組合関係者	1名
5	社会福祉協議会	1名
6	男女平等参画・女性団体関係者	1名
7	ボランティア団体関係者	1名
8	教育関係者	1名
9	民生委員・児童委員協議会	1名
10	自治会・町内会関係者	1名
11	商工会議所関係者	1名
12	要支援者の団体関係者	1名
13	市民公募	2名

資料 3

佐倉市地域福祉計画策定作業部会設置要綱

(設置)

第1条 佐倉市地域福祉計画策定懇話会が行う素案策定に先立ち、生活課題の抽出、分析等の基礎的作業を行うため、佐倉市地域福祉計画策定作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、以下の用語を定義する。

- (1) 「素案」とは、佐倉市地域福祉計画策定懇話会が市長に提言する佐倉市地域福祉計画の素案をいう。
- (2) 「骨子案」とは、素案を作成する前の段階の案をいう。

(所掌事項)

第3条 作業部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 骨子案および素案作成の基礎作業として、地域における生活課題の抽出、分析その他必要な調査を行うこと。
- (2) 前号の作業をもとに骨子案及び素案の作成作業をすること。
- (3) その他作業部会の設置目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 作業部会は、部会員30人以内で組織し、別表に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第5条 部会員の任期は、委嘱の日から地域福祉計画が公表される日までとする。

- 2 部会員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(作業部会の会長及び副会長)

第6条 作業部会に会長及び副会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、作業部会を代表し会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長を欠いたときは、その職務を代理する。

(作業部会の会議)

第7条 作業部会は会長が招集する。

- 2 会長は、作業部会に分科会を設けることができる。
- 3 会長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 作業部会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 1 8 年 1 月 1 3 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、地域福祉計画が公表された日をもって、その効力を失う。

別 表

No	カテゴリー	人数	NO	カテゴリー	人数
1	高齢者福祉施設従事者	1 名	13	地区社会福祉協議会	2 名
2	在宅介護支援センター・ケアマネジャー	1 名	14	男女平等参画・女性団体関係者	1 名
			15	教育関係者(教員等)	1 名
3	高齢者福祉サービス利用者	1 名	16	P T A	1 名
4	障害福祉施設従事者	1 名	17	民生委員・児童委員	1 名
5	障害者福祉サービス利用者	1 名	18	主任児童委員	1 名
6	児童福祉施設従事者	1 名	19	権利擁護事業関係者	1 名
7	児童福祉サービス施設利用者 (父母会)	1 名	20	親の会関係者	1 名
			21	高齢者クラブ関係者	1 名
8	専業で子育てをしている主婦・主夫	1 名	22	自治会・町内会関係者	1 名
			23	商工会議所関係者	1 名
9	N P O ・ボランティア	2 名	24	市民(公募)	5 名
10	医師(内科・外科・整形外科・歯科等)	1 名			
11	薬剤師・保健師・看護師	1 名			
12	佐倉市社会福祉協議会職員	1 名			

資料 4

佐倉市地域福祉計画策定庁内検討会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法第107条に規定する地域福祉計画の策定に関し、庁内関係各課の意見を調整するため、佐倉市地域福祉計画策定庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 佐倉市地域福祉計画策定作業部会が作業し佐倉市地域福祉計画策定庁内研究会が検討した成果について検討を加え、佐倉市地域福祉計画策定懇話会において検討する事項を決定すること
- (2) その他検討会の設置目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 検討会の会員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 検討会に会長及び副会長を置き、会長は、福祉部長の職にある者をもってこれに充て、副会長は、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者及び関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年1月13日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、佐倉市地域福祉計画が公表された日をもって失効する。

別表

会員

企画政策部

政策調整課長

市民部

市民生活課長

人権推進課長

福祉部

福祉部長

高齢者福祉課長

介護保険課長

障害福祉課長

子育て支援課長

児童家庭課長

健康増進課長

地域医療課長

教育委員会

生涯学習課長

指導課長

資料 5

佐倉市地域福祉計画策定庁内研究会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法第107条に規定する地域福祉計画の策定に関し、庁内関係各課の意見を調整するため、佐倉市地域福祉計画策定庁内研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 研究会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 佐倉市地域福祉計画策定作業部会（以下「作業部会」という。）の作業を補佐すること。
- (2) 作業部会が行った作業の成果に検討を加えること。
- (3) その他研究会の設置目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 研究会の会員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 研究会に会長及び副会長を置き、会長は福祉部調整担当の職にある者をもってこれに充て、副会長は、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、研究会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者及び関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 研究会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年1月13日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、佐倉市地域福祉計画が公表された日をもって失効する。

別表

会員

企画政策部

政策調整課長が推薦する者

市民部

市民生活課長が推薦する者

人権推進課長が推薦する者

福祉部

福祉部調整担当

高齢者福祉課長が推薦する者

介護保険課長が推薦する者

障害福祉課長が推薦する者

子育て支援課長が推薦する者

児童家庭課長が推薦する者

健康増進課長が推薦する者

地域医療課長が推薦する者

教育委員会

生涯学習課長が推薦する者

指導課長が推薦する者

資料 6

佐倉市地域福祉計画策定懇話会名簿

(敬称略、五十音順) 会長、副会長、グループリーダー

氏名	区分	備考
恵下 均	社会福祉事業経営者・従事者	
黒川 勝喜	市民公募	
佐藤 近延	要支援者の団体関係者	
佐藤 友信	医療関係者	
関根 直也	社会福祉事業経営者・従事者	
高石 惣一郎	自治会・町内会関係者	
徳嵩 陽子	男女平等参画関係者	
富永 ゆみ	生活協同組合関係者	
中村 方	佐倉市民生委員・児童委員協議会	
半谷 光司	商工会議所関係者	
藤谷 良弘	市民公募	
松崎 裕美子	ボランティア団体関係者	
松山 毅	学識経験者	
森田 武則	教育関係者	
谷田部 満	佐倉市社会福祉協議会	

資料 7

佐倉市地域福祉計画策定作業部会名簿

(敬称略、五十音順) 会長、副会長、グループリーダー

氏名	区分	備考
相澤 昭重	高齢者クラブ関係者	
池田 勝也	障害福祉施設従事者	
市村 慎治郎	根郷地区社会福祉協議会	
伊藤 克洋	薬剤師	H19.1 まで
岩崎 美江子	男女平等参画関係者	H18.4 から
大野 裕子	主任児童委員	
貝沼 憲男	佐倉市社会福祉協議会職員	
片桐 美奈子	男女平等参画関係者	H18.4 まで
工藤 悦子	市民公募	
黒田 啓子	ボランティア	
小松 孝義	P T A	H18.4 まで
小山 成志	教育関係者	
斉藤 直美	親の会関係者	
住吉 アキ子	ボランティア	
高木 晋	市民公募	
高嶋 栄介	障害者福祉サービス利用者	H18.5 から
網島 文子	市民公募	
坪松 康隆	ユーカーが丘地区社会福祉協議会	
寺田 洋介	高齢者福祉施設従事者	
長島 成幸	児童福祉施設従事者	
中村 繁美	P T A	H18.6 から
鳩貝 尚志	歯科医師	
深沢 孝志	権利擁護事業関係者	
福山 重雄	民生委員・児童委員	
藤井 亮太	市民公募	
松山 順子	市民公募	
渡邊 シゲ子	ケアマネジャー	

資料 8

佐倉市地域福祉計画策定庁内検討会名簿

会長、副会長

氏名	所属	備考
藤崎 健彦	福祉部長	
薄井 雅行	企画政策部政策調整課長	
澤本 良幸	市民部市民活動推進課長	
内田 節子	市民部人権推進課長	
津森 敬事	福祉部高齢者福祉課長	
仲村 英一	福祉部介護保険課長	
小川 己幸	福祉部障害福祉課長	
矢島 泰三	福祉部子育て支援課長	H19.3 まで
鵜澤 初範	福祉部子育て支援課長	H19.4 から
村田 章子	福祉部児童家庭課長	
大野 直道	福祉部健康増進課長	
高石 泰美	福祉部地域医療課長	
荒井 誠	教育委員会生涯学習課長	H19.3 まで
長名 秀明	教育委員会生涯学習課長	H19.4 から
茅野 達也	教育委員会指導課長	H19.3 まで
川島 正一	教育委員会指導課長	H19.4 から

資料 9

佐倉市地域福祉計画策定庁内研究会名簿

会長、 副会長

氏 名	所 属	備 考
志田 邦彦	福祉部調整担当	
鈴木 研悟	企画政策部政策調整課	
江波戸 寿人	市民部市民活動推進課	
鈴木 千春	市民部人権推進課	
塩澤 眞二郎	福祉部高齢者福祉課	
青木 和義	福祉部介護保険課	
林 政和	福祉部障害福祉課	
秋葉 恵子	福祉部子育て支援課	H19.3 まで
永山 恵美子	福祉部子育て支援課	H19.4 から
木村 武雄	福祉部児童家庭課	
坂本 信吾	福祉部健康増進課	H19.3 まで
豊福 啓子	福祉部健康増進課	H19.4 から
山本 信博	福祉部地域医療課	H19.3 まで
田辺 勲	福祉部地域医療課	H19.4 から
宇井 清治	教育委員会生涯学習課	
住母家 規夫	教育委員会指導課	

資料 10

佐倉市地域福祉計画策定事務局名簿

氏 名	所 属	備 考
長名 秀明	福祉部社会福祉課長	H.19.3 まで
矢島 泰三	福祉部社会福祉課長	H.19.4 から
篠原 宏富	福祉部社会福祉課	
石井 厚	福祉部社会福祉課	

資料 1 1

佐倉市地域福祉計画策定の経過

年月日	会議名称	概要
H18.3.16	作業部会 (第1回)	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・会長、副会長選出 ・学習会 ・佐倉市地域福祉計画策定方針について ・地域福祉活動計画の策定作業との連携について ・策定スケジュールについて
H18.3.23	懇話会 (第1回)	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・会長、副会長選出 ・学習会 ・佐倉市地域福祉計画策定方針について ・地域福祉活動計画の策定作業との連携について ・策定スケジュールについて
H18.4.7	作業部会 (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> ・懇話会第1回会議の報告 ・地域福祉活動計画の策定委員会および作業部会の活動概要 ・両計画の作業部会の合同の仕方について ・「佐倉市福祉ビジョン」についてのフリートーク
H18.5.1	合同作業部会 (第1回)	<ul style="list-style-type: none"> ・合同作業部会のスケジュールと作業内容について ・学習会（作業部会の今後の方向） ・合同作業部会WGごとに会議
H18.5.29	研究会 (第1回)	<ul style="list-style-type: none"> ・策定経過、作業部会の今後の方向について ・研究会員の作業部会WGのメンバーに入ることにについて
H18.5.31	合同作業部会 (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> ・合同作業部会WGの活動内容、スケジュール ・広報タウンミーティング合同作業WGの設置 ・生活課題の切り分け作業「公」「協」「民」「その他」
	作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・合同作業部会WG解散後の地域福祉計画作業部会のWG編成について
H18.6.12	合同作業部会 (第3回)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資源マップ作りについて ・合同作業部会各WGの活動報告、確認 ・生活課題一覧表の両計画で取り扱う課題の確認 ・合同作業部会WGを解散 ・学習会（課題の分析、解決策について）
	作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画作業部会のWG編成 「高齢者関連」「子育て・教育関連」「障害者・介護関連」の3グループに編成
H18.6.22	検討会 (第1回)	<ul style="list-style-type: none"> ・作業部会の活動状況 ・生活課題の抽出結果 ・タウンミーティングについて ・タウンミーティングまでの予定

H18.6.24	懇話会 (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> ・作業部会の活動状況 ・生活課題の抽出結果 ・タウンミーティングについて ・タウンミーティングまでの予定
H18.7.7	作業部会 (第3回)	<ul style="list-style-type: none"> ・懇話会、広報タウンミーティングWGの会議報告 ・各WGの作業の進捗状況 ・生活課題の追加 ・今後の作業内容、日程 ・福祉課題のまとめ方 ・各WGごとにグループ討議
H18.7.18	研究会 (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> ・課題分析ワークシートのチェックについて ・計画書のグランドデザイン(目次案、骨子案の案)および執筆分担について ・地域福祉計画で目指す将来像(基本理念)について ・福祉圏域について
H18.7.28	研究会 (第3回)	<ul style="list-style-type: none"> ・今後のスケジュール ・計画書のグランドデザイン(目次案、骨子案の案)および執筆分担について ・地域福祉計画で目指す将来像(基本理念)について
H18.8.1	作業部会 (第4回)	<ul style="list-style-type: none"> ・課題分析ワークシートを分類して、基本目標とすべきキーワードを「安全なまちづくり」「連携」「支えあい」「情報」に設定 ・上記キーワードにより作業部会を4WGに再編成 ・計画のグランドデザイン及び執筆分担について
H18.8.24	研究会 (第4回)	<ul style="list-style-type: none"> ・佐倉市地域福祉計画骨子案の案について ・「課題分析ワークシート」の検討結果について ・タウンミーティングについて(企画(案)、PRチラシ、人員の協力について)
H18.8.26	福祉ビジョンの発表会	<ul style="list-style-type: none"> ・報告事項(提案書、タウンミーティング企画(案)、等) ・作業部会4WGによる基本目標(案)福祉ビジョンの発表 ・作業部会員個人による福祉ビジョンの発表
H18.8.28	検討会 (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> ・タウンミーティングについて(企画(案)、PRチラシ、各会場実行委員会に関係課職員が参加) ・提案書の取り扱い(「市民の声届けます」「出前調査WG提言」) ・佐倉市地域福祉計画骨子案の案について(計画のグランドデザイン、4WGの基本目標(案))

H18.9.1	懇話会 (第3回)	<ul style="list-style-type: none"> ・作業部会、研究会、検討会の経過報告 ・タウンミーティングについて(企画(案)、PRチラシ、懇話会委員の中から実行委員の推薦) ・佐倉市地域福祉計画骨子案の案について(計画のグランドデザイン、WGの経過、地域福祉計画で目指す将来像、等) ・「市民の声届けます(案)」「出前調査WG提言(案)」について
H18.9.7	作業部会 (第5回)	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉ビジョン発表会、検討会、懇話会の会議報告 ・タウンミーティングについて ・「協働」の取り扱いについて ・各WGが基本目標ごとの案を執筆・文章化することの確認、次回作業部会で全体のすり合わせ
H18.9.13	合同作業部会 (第4回)	<ul style="list-style-type: none"> ・「協働」の取り扱いについて ・各会場ごとのタウンミーティング実行委員会の設置について ・各実行委員会に分かれての討議
H18.9.30	作業部会 (第6回)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標の説明文(骨子案の案8ページ)の記載について(グループ討議) ・基本目標以下の文章(骨子案の案第4章)の調整(全体討議) ・指摘箇所の確認修正(グループ討議)
H18.10.6	合同作業部会 (第5回)	<ul style="list-style-type: none"> ・タウンミーティング説明する両計画の骨子案及び配布資料について ・タウンミーティングの最終企画案について ・タウンミーティングのリハーサル会のご案内
H19.10.12	研究会 (第5回)	<ul style="list-style-type: none"> ・佐倉市地域福祉計画骨子案の検討(パワーポイントによる原案を討議して修正)
H18.10.16	検討会 (第3回)	<ul style="list-style-type: none"> ・佐倉市地域福祉計画骨子案について ・佐倉市地域福祉計画で目指す将来像について ・「市民の声届けます(案)」「出前調査WG提言(案)」について
H18.10.19	懇話会 (第4回)	<ul style="list-style-type: none"> ・佐倉市地域福祉計画骨子案について ・佐倉市地域福祉計画で目指す将来像について ・「市民の声届けます(案)」「出前調査WG提言(案)」について
H18.10.29	タウンミーティング (第1回)	<p>場所：和田ふるさと館</p> <p>時間：午後1時30分から午後4時30分まで</p>
H18.11.5	タウンミーティング (第2回)	<p>場所：中央公民館</p> <p>時間：午後1時30分から午後4時30分まで</p>
H18.11.11	タウンミーティング (第3回)	<p>場所：志津コミュニティーセンター</p> <p>時間：午後1時30分から午後4時30分まで</p>

H18.11.12	タウンミーティング (第4回)	場所：間野台小学校 時間：午後1時30分から午後4時30分まで
H18.12.7	作業部会 (第7回)	・タウンミーティング結果報告 ・作業部会の今後のすすめ方
H19.1.18	研究会 (第6回)	・佐倉市地域福祉計画素案第1章、第2章のたたき台 ・(仮称)地域福祉推進会議について ・「協働」の定義について ・公共施設を地域住民が活動拠点として利用することについて
H19.1.18	検討会 (第4回)	・佐倉市地域福祉計画素案第1章、第2章のたたき台 ・(仮称)地域福祉推進会議について ・「協働」の定義について ・公共施設を地域住民が活動拠点として利用することについて
H19.1.29	懇話会 (第5回)	・佐倉市地域福祉計画の第1章、第2章について ・地域福祉推進圏域について
H19.2.9	作業部会 (第8回)	・各WGの作業の進捗報告 ・重複する内容の調整 ・書き方の調整 ・1章、2章の意見 ・協働の会議の報告
H19.2.14	研究会 (第7回)	・素案第1章、第2章について ・素案第4章について ・協働の会議の報告
H19.2.14	検討会 (第5回)	・素案第1章、第2章について ・素案第4章について ・協働の会議の報告
H19.3.12	研究会 (第8回)	・策定スケジュールの変更について ・素案第3章について ・素案第4章について ・素案第5章について
H19.3.14	検討会 (第6回)	・策定スケジュールの変更について ・素案第3章について ・素案第4章について ・素案第5章について
H19.3.16	作業部会 (第9回)	・素案第3章、第5章について(原案作成経過、内容、研究会・検討会意見) ・素案第4章について(研究会・検討会意見)

H19.3.29	懇話会 (第6回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 策定スケジュールの変更について ・ 素案第1章、第2章について ・ 素案第3章、第5章について ・ 素案第4章について
H19.4.24	研究会 (第9回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 懇話会意見に基づく素案の修正点 ・ 第3章 3. 地域福祉推進圏域について ・ 通常および緊急時の情報収集・共有化のイメージ図について
H19.5.1	検討会 (第7回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 懇話会意見に基づく素案の修正点 ・ 第3章 3. 地域福祉推進圏域について ・ 通常および緊急時の情報収集・共有化のイメージ図について
H19.5.18	懇話会 (第7回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐倉市地域福祉計画の素案について 変更点 「基本目標4 2安全を守る情報のしくみ」の文中の図の 取扱いについて 資料編の取り扱いについて
H19.7.31	懇話会 (第8回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 素案の目次 ・ 素案第1章～第5章の修正点 ・ 素案のレイアウト ・ 素案資料編

ワーキンググループ（WG）の作業経過

平成18年6月から7月まで

佐倉市地域福祉計画策定作業部会は「高齢者関連」「子育て・教育関連」「障害者・介護関連」の3ワーキンググループに編成し、生活課題分析の分析作業を行いました。

各WGは、4回から6回の活動を行いました。

平成18年8月から10月まで

佐倉市地域福祉計画策定作業部会は、「安心・安全なまちづくり」、「支えあい」、「情報」、「連携」のキーワードで4ワーキンググループに再編成し、骨子案の作成作業を行いました。

各WGは、4回から6回の活動を行いました。

平成18年12月から平成19年3月まで

タウンミーティング後、作業部会の4ワーキンググループに懇話会、検討会、研究会のメンバーが加わってワーキンググループを再編成し、素案の作成作業を行いました。

各WGは、6回から7回の活動を行いました。

資料 1 2

住民座談会開催実績

開催日 (平成18年)	時間	地区社協名	開催場所	参加者人数 ()内は委員会 関係者内訳	生活課題 件数
1月28日(土)	15:00～ 17:00	臼井東	臼井公民館	59(10)	161
2月5日(日)	13:00～ 15:30	根郷	松が丘第2自治会館	64(6)	12
2月19日(日)	13:00～ 15:30	根郷	太田青年会館	37(2)	
2月19日(日)	13:00～ 15:30	佐倉東部	中央公民館	55(9)	39
2月25日(土)	10:00～ 12:00	ユーカリが丘 第2ブロック	西部地域福祉センター	25(5)	56
2月26日(日)	10:00～ 12:00	ユーカリが丘 第4ブロック	志津小体育館	25(5)	33
2月26日(日)	14:00～ 16:00	弥富	佐倉市農村婦人の家	20(5)	21
2月26日(日)	15:30～ 16:00	王子台	臼井公民館	80(7)	48
3月5日(日)	13:30～ 15:30	千代田	千代田荘	52(6)	23
3月5日(日)	10:00～ 12:00	ユーカリが丘 第3ブロック	宮ノ台会館	28(6)	47
3月5日(日)	10:00～ 12:00	ユーカリが丘 第1ブロック	小竹小地域学習室	38(5)	52
3月11日(土)	9:30～ 12:00	志津	西部地域福祉センター	65(6)	139
3月18日(土)	13:30～ 15:30	臼井	臼井田自治会館	81(7)	144
3月19日(日)	14:30～ 16:00	西志津	西部地域福祉センター	44(6)	27
3月19日(日)	13:30～ 15:00	和田	和田ふるさと館	38(4)	82
3月21日(火)	13:30～ 15:30	内郷	佐倉コミュニティセン ター	28(6)	30
3月25日(土)	13:00～ 15:00	志津南	西部地域福祉センター	36(7)	46
3月26日(日)	11:30～ 12:30	佐倉西部	中央公民館	30(6)	26
「あなたの声を届けてください」アンケート					4957
合 計				805(108)	《904》 5943

《 》内は項目数

資料 1 3

出前調査ヒアリング先リスト

- 1 . 中核地域生活支援センター・すけっと
- 2 . ケアマネジャー
- 3 . 佐倉子育て応援団
- 4 . 佐倉手をつなぐ育成会
- 5 . 佐倉白翠園
- 6 . シルバー人材センター
- 7 . 佐倉市精神障害者家族会「かぶらぎ会」
- 8 . N P O 法人ユーカリサンシャイン
- 9 . 佐倉市母子寡婦福祉連合会
- 1 0 . 老後を支えあう仲間の会「ミニデイサロン白井」
- 1 1 . 佐倉市ろう者協会
- 1 2 . 肢体不自由児者と父母の会
- 1 3 . 佐倉市視覚障害者会

資料 1 4

アンケート調査 調査票

平成 1 8 年 5 月 2 日

あなたの声をお聞かせください。

「福祉で住みよいまちづくり」意識調査のお願い

現在、佐倉市では「福祉で住みよいまちづくり」の推進に向けて「佐倉市と市民が協働してつくる福祉計画（佐倉市地域福祉計画）」の策定を進めております。また、この行政計画と連携する形で社会福祉協議会が呼び掛けて「市民自らつくる福祉計画（地域福祉活動計画）」の策定が昨年より進められており、この2つの計画は、ともに地域住民などの参加を得て策定されるもので、佐倉市における「福祉で住みよいまちづくり」の推進を目的としております。

このアンケート調査は、「自分たちのまちは、自分たちでつくるうよ」をテーマに、佐倉市民の皆様に対して「あなたご自身やお付き合いについて」「地域活動への参加」「支えあいの地域づくり」「住民組織のあり方」「ボランティア活動」などについてどのようなお考えなのかお聞かせいただき、よりよいまちづくりを目指していくために行なうものです。なお、このアンケートを実施することにより、佐倉市がつくる福祉計画への反映と市民がつくる福祉計画の基礎データとさせていただきます。調査対象は、20歳以上の方から無作為に2,000名を選ばせていただきました。このアンケートは無記名であり、皆様からお寄せいただいたご意見は本調査の目的以外に使用することはありません。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

〔ご記入にあたって〕

○ご記入は、宛名にあるご本人にお願いいたします。

また、お答えになりたくない設問については、無理にお答えいただく必要はありません。またそのことによって不利益をうけるようなことは一切ありません。

○同封の返信用封筒に入れて5月20日（土）までにご投函ください。切手を貼る必要はございません。

ご不明な点やアンケートに関するお問い合わせは下記までお願いいたします。

[このアンケート調査についての問い合わせ先]

- ・ 佐倉市福祉部社会福祉課 「佐倉市地域福祉計画」策定担当：篠原 石井
電 話 (直通) 4 8 4 - 6 1 3 5
- ・ 佐倉市社会福祉協議会 「地域福祉活動計画」策定事務局担当：山岡
電 話 (直通) 4 8 4 - 6 2 0 0

〔平成18年5月〕

佐倉市市民を対象にした地域福祉にかかわる意識調査

1. あなたご自身のことについてお答えください。

問1. 次の中から1つ選んで該当する番号を で囲んでください。

- (1) 性別 1. 男 2. 女
- (2) 年齢 1. 20歳～29歳
2. 30歳～39歳
3. 40歳～49歳
4. 50歳～64歳
5. 65歳～74歳
6. 75歳以上
- (3) お住まいの地区
1. 佐倉地区 4. 臼井地区 7. 弥富地区
2. 根郷地区 5. 和田地区 8. わからない
3. 千代田地区 6. 志津地区
- (4) 家族構成
1. 単身（一人暮らし）世帯
2. 一世代家族（夫婦・兄弟等）
3. 二世帯家族（子または親と同居）
4. 三世帯家族（親と子または孫と同居）
5. その他 []
- (5) 住宅形態
1. 持ち家の戸建て住宅
2. 持ち家の集合住宅（マンション）
3. 借家の戸建て住宅
4. 借家の集合住宅
5. その他 []
- (6) あなたが現在お住まいの場所は、次のどれでしょうか。
1. 生まれた時から
2. 市内から転居
3. 他の市町村から転居〔県外を含む〕
4. その他〔国外から〕
- (7) 現在住まわれている場所の生活期間は、何年ぐらいになりますか。
1. 1年未満
2. 1～3年未満
3. 3～10年未満
4. 10～20年未満
5. 20～50年未満
6. 50年以上

2. あなたのお付き合いについてお答えください。

問2. あなたは、ふだんの生活で隣近所または地域社会の中でどのような「お付き合い」に心がけておりますか。次の中から1つ選んで該当する番号を で囲んでください。

1. 何でも話し合える「お付き合い」
2. その時その場の状況を判断しての「お付き合い」
3. 挨拶程度の「お付き合い」
4. ほとんどしない

問3．あなたは、ふだんの生活で隣近所または地域社会の中で親しく何でも言い合える人が何人いますか。〔家族、職場、学校等は除いて下さい。〕 次の中から1つ選んで該当する番号を で囲んでください。

1. 0人
2. 1人
3. 2～5人程度
4. 6～10人程度
5. 10人以上

問4．あなたは、日常生活の中で誰とでも真心をこめ、誠意をもった「ありがとう」の気持ちで相手と接していますか。次の中から1つ選んで該当する番号を で囲んでください。

1. 常にしている。
2. どちらかと言えば、心掛けている。
3. どちらかと言えば、心掛けていない。
4. していない。
5. わからない。

3．あなたのコミュニケーションについてお答えください。

問5．あなたが人と人とのつながりをもつ方法として一番多く使われていると思われるものは何でしょうか。 次の中から1つ選んで該当する番号を で囲んでください。

1. 固定電話
2. 携帯電話
3. パソコン
4. 手紙やメモ
5. 相手と接して話す
6. その他 []

問6．「問5の1. 2. 3.」に回答された方にお伺い致します。 それでは、相手に伝える為に「固定電話や携帯電話並びにパソコン等」を利用している理由は为什么呢。 次の中から1つ選んで該当する番号を で囲んでください。

1. 便利だから
2. 携帯電話、メールだったら、ホンネで言えそうだから
3. 正確に早く、確実に伝えられるから
4. 何も考えていない。皆が利用しているから
5. その他 []

問7．「携帯電話並びにパソコン等」をご使用の方にお伺い致します。あなたは、家庭内で家族に「携帯電話並びにメール等」を利用して「話したり・連絡したり」したことがありますか。（例えば家庭内の1Fと2Fで親子が携帯電話を利用してコミュニケーションしているとか。） 次の中から1つ選んで該当する番号を で囲んでください。

1. いつもしている。
2. ときどき利用する。
3. ほとんど利用しない。
4. わからない。

問8．私達の生活には、人と人との間に生活を便利にしてくれるモノ（機器の数々、食べ物、生活用品等）があふれています。あなたは、このことをどのように考えますか。 次の中から1つ選んで該当する番号を で囲んでください。

1. 便利で大変助かっている。
2. 人と人との人間関係も大切だが同時に人と「モノ」との関係も大切にしたい。
3. 今後「モノ」が人間を支配していく社会になりそうで不安である。
4. 尚一層、人と人との人間関係のある地域社会をつくるべきだ。

5. これ以上「モノ」による便利な社会はிரない。
6. わからない。

4. 「福祉でまちづくり」についてお答えください。

問9. あなたは、佐倉市発行の「こうほう佐倉」があることを知っていますか。次の中から1つ選んで該当する番号を で囲んでください。

1. 知っている。
2. 知らない。

問10. 「問9. の 知っている。」に回答された方にお伺い致します。あなたは、どのように活用していますか。次の中から1つ選んで該当する番号を で囲んでください。

1. 毎回(月2回)楽しみにしている。
2. 毎回(月2回)目を通してている。
3. 時々目を通してている。
4. ほとんど目を通していない。
5. その他[]

問11. あなたは、佐倉市社会福祉協議会発行の「社協さくら」があることを知っていますか。次の中から1つ選んで該当する番号を で囲んでください。

1. 知っている。
2. 知らない。

問12. 「問11. の 知っている。」に回答された方にお伺い致します。あなたは、どのように活用していますか。次の中から1つ選んで該当する番号を で囲んでください。

1. 毎回 楽しみにしている。
2. 毎回 目を通してている。
3. 時々目を通してている。
4. ほとんど目を通していない。
5. その他[]

問13. あなたは、インターネットによる「佐倉市のホームページ」があることを知っていますか。次の中から1つ選んで該当する番号を で囲んでください。

1. 知っている。
2. 知らない。

問14. 「問13. の 知っている。」に回答された方にお伺い致します。あなたは、どのように活用していますか。次の中から1つ選んで該当する番号を で囲んでください。

1. いつも 楽しみにしている。
2. いつも 目を通してている。
3. 時々目を通してている。
4. ほとんど目を通していない。
5. その他[]

問15. あなたは、『社会福祉協議会』をご存知ですか。

1. 知っている。
どんな事をご存知ですか。
[]
2. 知らない。

問16. あなたは、住みやすいまちをつくるには、どのようなことから始めることが必要だと思いますか。次の中から1つ選んで該当する番号を で囲んでください。

1. 法律を変える。
2. 道路や公共施設などを変える。

5．現在の佐倉市のなかで子どもが育つ環境についてお答えください。

問26．子どもが安心して、のびのびと遊べる場所について、あなたの考えに近いものを一つだけ選んで 印をつけてください。

1. 十分に整っている。
2. ある程度整っている。
3. まだ不十分である。
4. わからない。

問27．保育所や幼稚園、小・中学校などの保育・教育施設の地域への開放〔有効活用〕に付いて、あなたの考えに近いものを一つだけ選んで 印をつけてください。

1. 十分に開放されている。
2. ある程度開放されている。
3. まだ開放的には不十分である。
4. わからない。

問28．子どもを持つ親同士の交流や学習する機会や場所を確保したり、子育てグループを育成することについて、あなたの考えに近いものを一つだけ選んで 印をつけてください。

1. 十分に整っている。
2. ある程度整っている。
3. まだ不十分である。
4. わからない。

6．あなたのお住まいの地域で、不安や心配ごとについてお答えください。

問29．あなたは、お住まいの地域で、最近（2年ぐらい）不安を感じた出来事がありましたか。次の中で当てはまるものをいくつでも選んでください。

- | | |
|-------------|------------------|
| 1. 空き巣狙い | 4. 幼児や児童への不審な声かけ |
| 2. ひったくり | 5. 車上狙い |
| 3. オレオレ詐欺など | 6. 不安を感じた出来事はない |
| 7. その他 [|] |

問30．あなたのお住まいの地域で、住民が協力して行なっている防犯活動などがありますか。次の中から当てはまるものを で囲んでください。

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

問31．「問30」で「1.ある」と答えたかたにお伺いいたします。あなたは、現在、地域の住民が協力して行なっている防犯活動などに参加していますか。次の中から1つ選んで該当する番号を で囲んでください。

1. いつも参加している。
2. ときどき参加している。
3. 殆ど参加していない。
4. 全く参加していない。

7．あなたのボランティア活動についてお答え下さい。

問32．あなたは、過去5年以内にボランティア活動（募金への協力は除く）に参加したことがありますか。次の中から当てはまるものを で囲んでください。

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

「1.ある」の方にお聴きします。どのような事をおこないましたか。
【

】

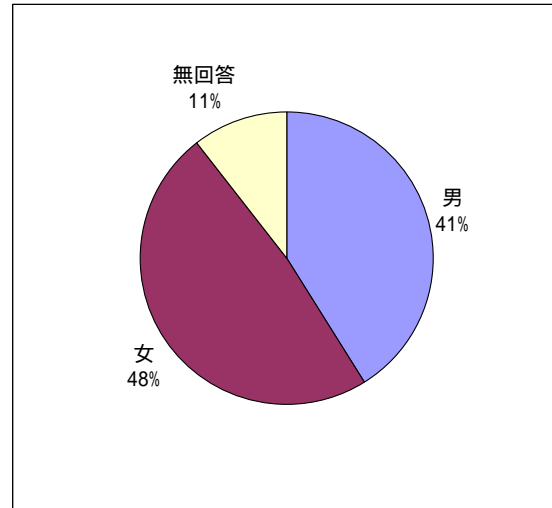
資料15

アンケート調査 調査結果

問1. 次の中から1つ選んで該当する番号を で囲んでください。

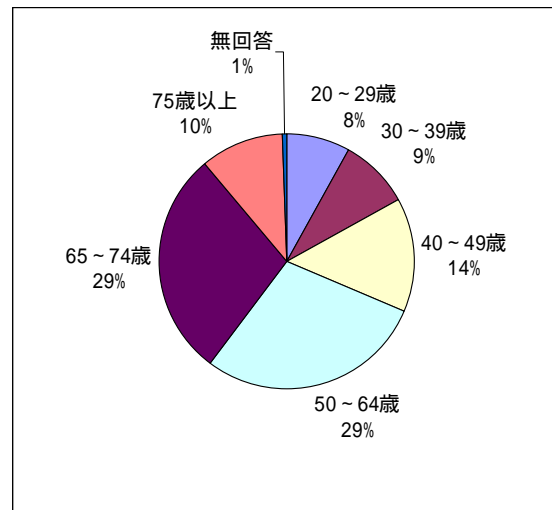
(1) 性別

1. 男-----	311
2. 女-----	366
無回答-----	81



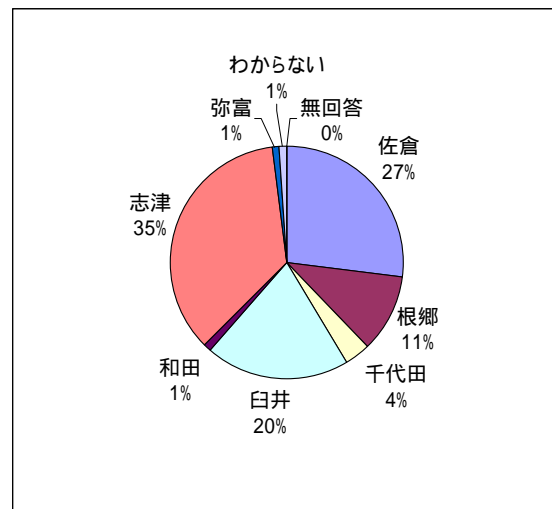
(2) 年齢

1. 20歳～29歳-----	61
2. 30歳～39歳-----	67
3. 40歳～49歳-----	109
4. 50歳～64歳-----	220
5. 65歳～74歳-----	217
6. 75歳以上-----	79
無回答-----	5



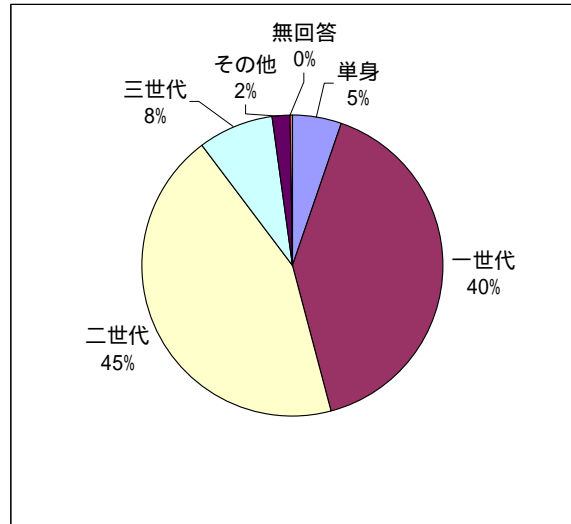
(3) お住まいの地区

1. 佐倉地区-----	205
2. 根郷地区-----	82
3. 千代田地区-----	27
4. 臼井地区-----	151
5. 和田地区-----	8
6. 志津地区-----	270
7. 弥富地区-----	7
8. わからない-----	7
無回答-----	1



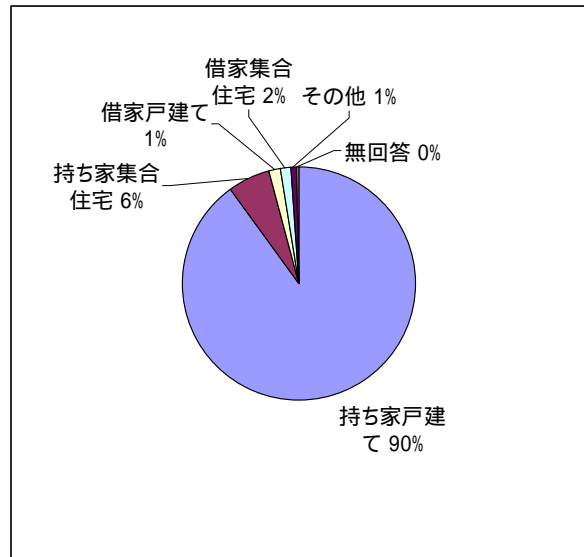
(4) 家族構成

1. 単身	40
2. 一世代家族	305
3. 二世世代家族	333
4. 三世世代家族	61
5. その他	13
無回答	3



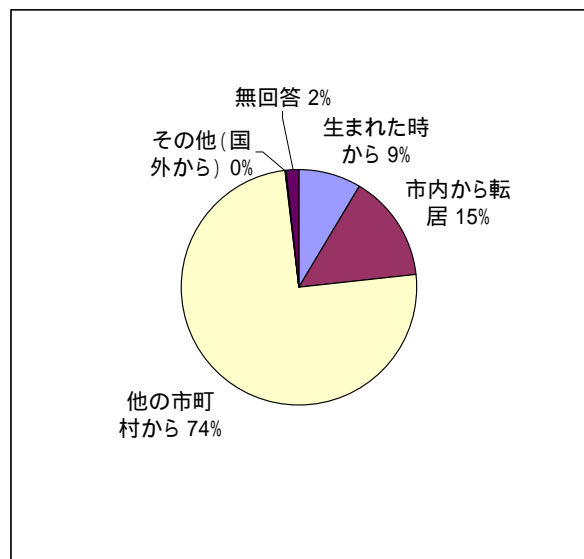
(5) 住宅形態

1. 持ち家の戸建て住宅	683
2. 持ち家の集合住宅	44
3. 借家の戸建て住宅	11
4. 借家の集合住宅	12
5. その他	5
無回答	3



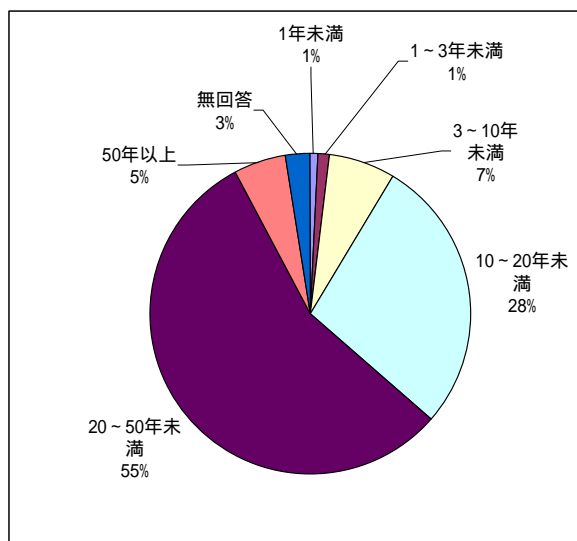
(6) あなたが現在お住まいの場所は、次のどれでしょうか。

1. 生まれた時から	62
2. 市内から転居	108
3. 他の市町村から転居	544
4. その他(国外から)	3
無回答	12



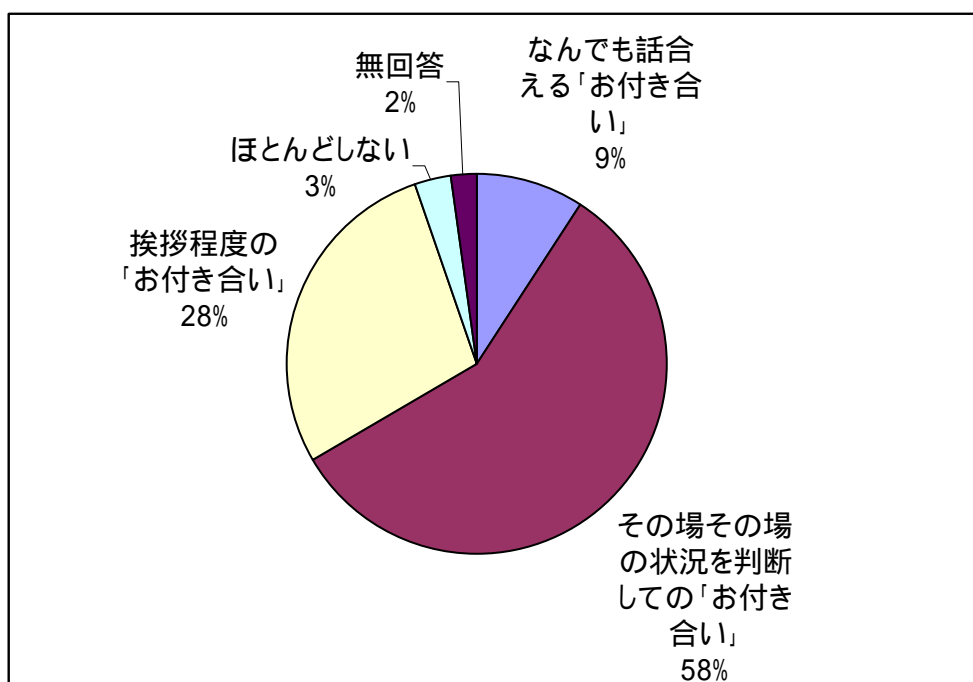
(7) 現在住まわれている場所の生活期間は、何年ぐらいになりますか。

1. 1年未満	7
2. 1～3年未満	8
3. 3～10年未満	50
4. 10～20年未満	211
5. 20～50年未満	422
6. 50年以上	41
無回答	19



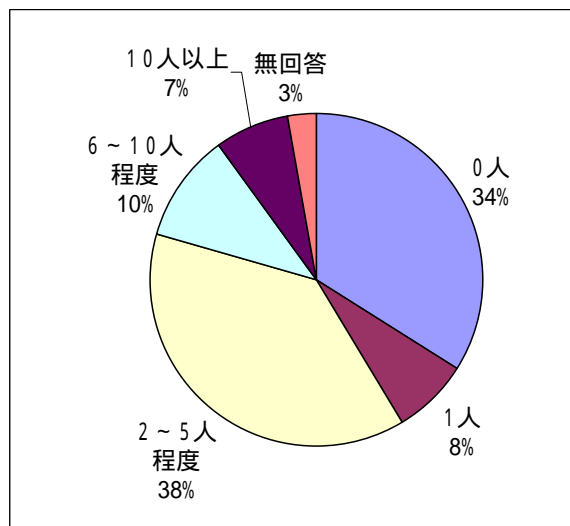
問2. あなたは、ふだんの生活で隣近所または地域社会の中でどのような「お付き合い」に心がけておられますか。

1. 何でも話し合える「お付き合い」	70
2. その時その場の状況を判断しての「お付き合い」	435
3. 挨拶程度の「お付き合い」	213
4. ほとんどしない	24
無回答	16



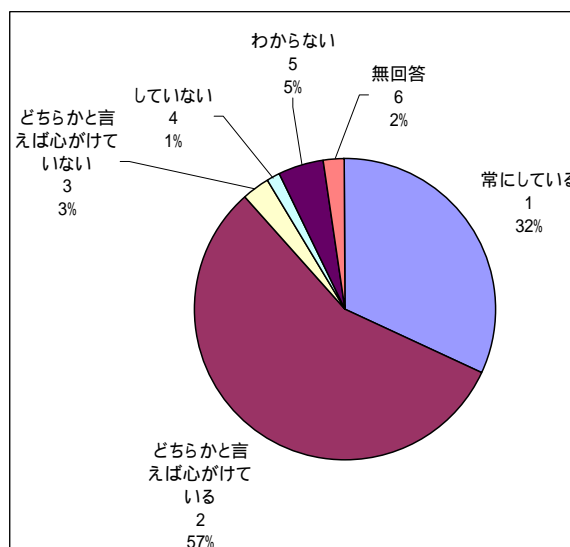
問3．あなたは普段の生活の中で隣近所または地域社会の中で親しく何でも言い合える人が何人いますか。

1．0人-----	257
2．1人-----	57
3．2～5人程度-----	289
4．6～10人程度-----	79
5．10人以上-----	55
無回答-----	21



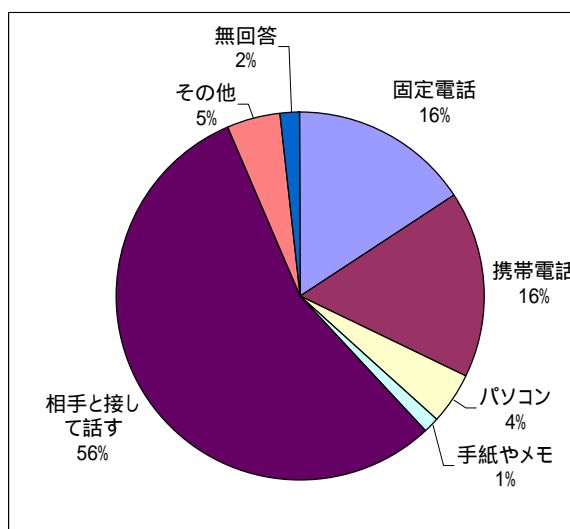
問4．あなたは、日常生活の中で誰とでも真心をこめ、誠意をもった「ありがとう」の気持ちで相手と接していますか。

1．常にしている-----	243
2．どちらかと言えば、心がけている----	427
3．どちらかと言えば、心がけていない--	23
4．していない-----	11
5．わからない-----	38
無回答-----	16



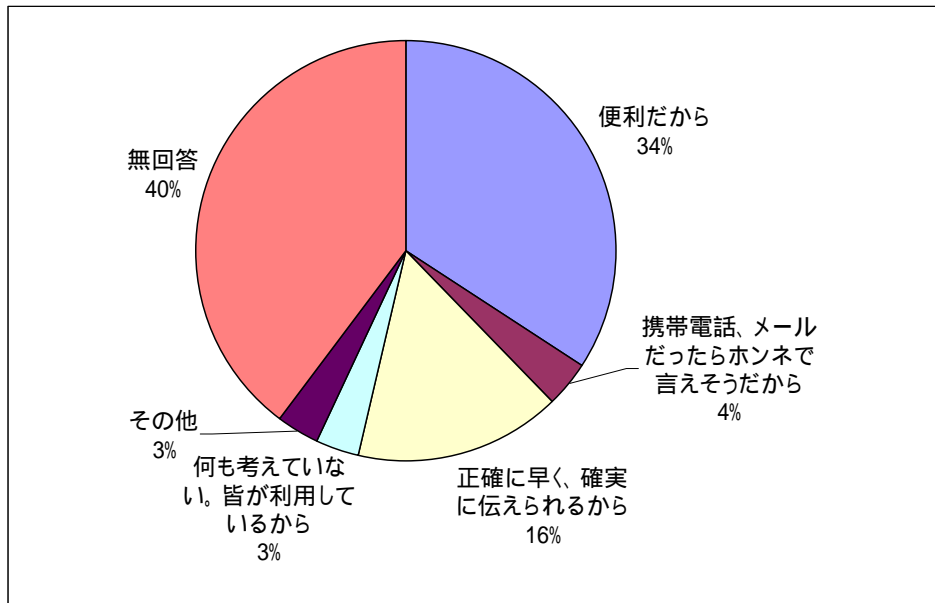
問5．あなたが人と人とのつながりをもつ方法として一番多く使われていると思われるものは何でしょうか。

1．固定電話-----	122
2．携帯電話-----	126
3．パソコン-----	34
4．手紙やメモ-----	10
5．相手と接して話す-----	428
6．その他-----	37
無回答-----	13



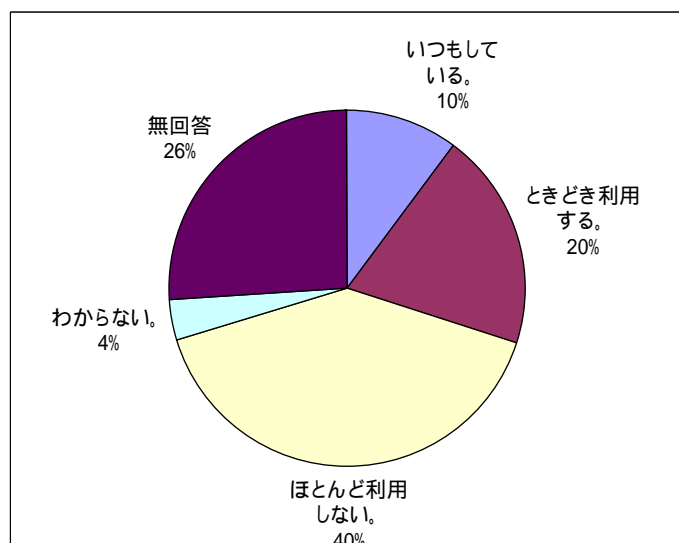
問6. 「問5の 1. 2. 3. 」に回答された方にお伺い致します。それでは、相手に伝える為に「固定電話や携帯電話並びにパソコン等」を利用している理由はなんでしょうか。

1. 便利だから-----	165
2. 携帯電話、メールだったら、ホンネで言えそうだから-----	17
3. 正確に早く、確実に伝えられるから-----	77
4. 何も考えていない。皆が利用しているから-----	16
5. その他-----	15
無回答-----	192



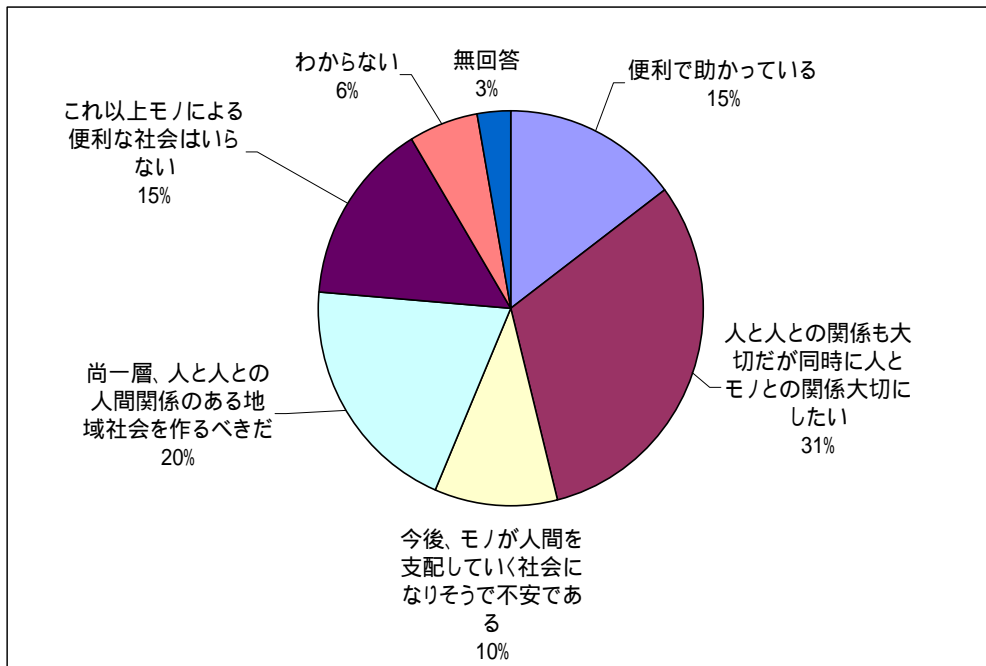
問7. 「携帯電話並びにパソコン等」をご使用の方にお伺い致します。あなたは、家庭内で家族に「携帯電話並びにメール等」を利用して「話したり・連絡したり」したことがありますか。(例えば家庭内の1Fと2Fで親子が携帯電話を利用してコミュニケーションしているとか。)

1. いつもしている-----	56
2. ときどき利用する-----	107
3. ほとんど利用しない-----	218
4. わからない-----	20
無回答-----	141



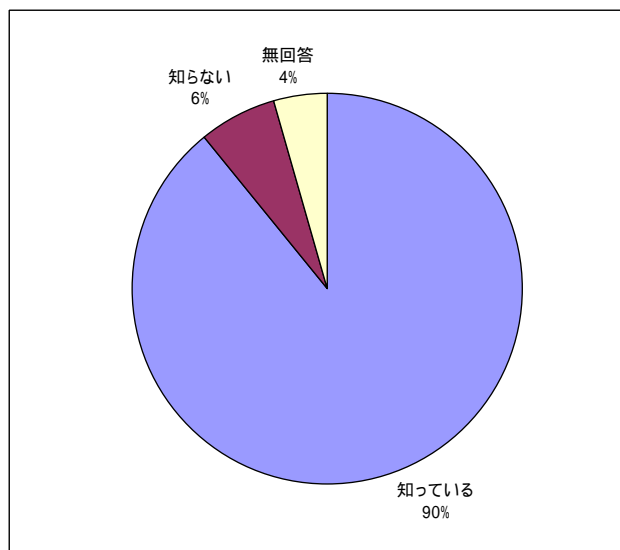
問8．私達の生活には、人と人との間に生活を便利にしてくれるモノ（機器の数々、食べ物、生活用品等）があふれています。あなたは、このことをどのように考えますか。

1．便利で大変助かっている-----	111
2．人と人との人間関係も大切だが同時に人と「モノ」との関係も大切にしたい-----	240
3．今後「モノ」が人間を支配していく社会になりそうで不安である-----	78
4．尚一層、人と人との人間関係のある地域社会をつくるべきだ-----	152
5．これ以上「モノ」による便利な社会はいらない。-----	113
6．わからない-----	44
無回答-----	22



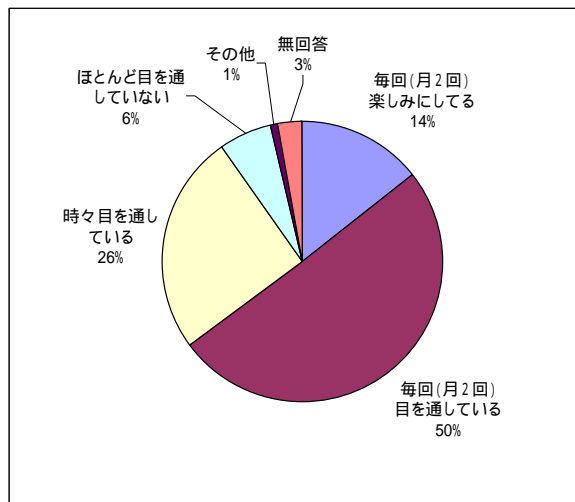
問9．あなたは、佐倉市発行の「こうほう佐倉」があることを知っていますか。

1．知っている-----	676
2．知らない-----	48
無回答-----	34



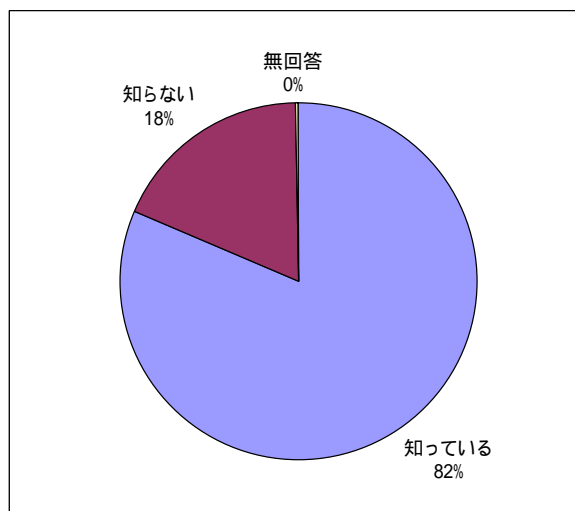
問10. 「問9. の知っている。」に回答された方にお伺い致します。あなたは、どのように活用していますか。

1. 毎回(月2回)楽しみにしている	105
2. 毎回(月2回)目を通している	366
3. 時々目を通している	186
4. ほとんど目を通していない	45
5. その他	5
無回答	21



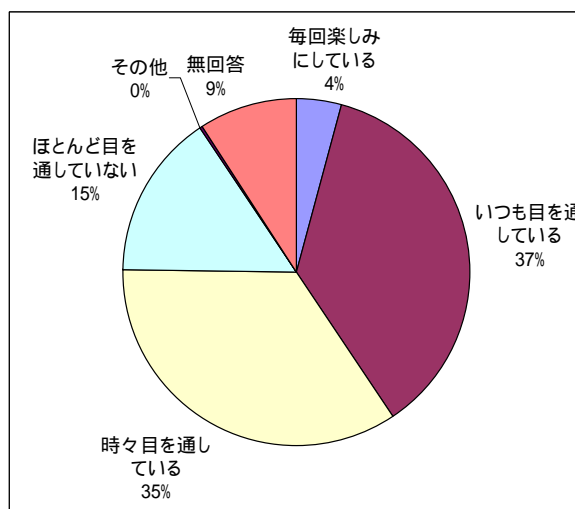
問11. あなたは、佐倉市社会福祉協議会発行の「社協さくら」があることを知っていますか。

1. 知っている	615
2. 知らない	137
無回答	3



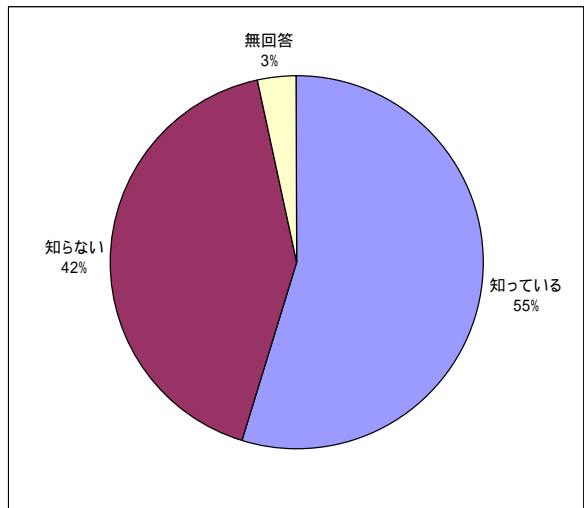
問12. 「問11. の知っている」に回答された方にお伺い致します。あなたは、どのように活用していますか。

1. 毎回 楽しみにしている	28
2. 毎回 目を通している	248
3. 時々目を通している	238
4. ほとんど目を通していない	104
5. その他	2
無回答	62



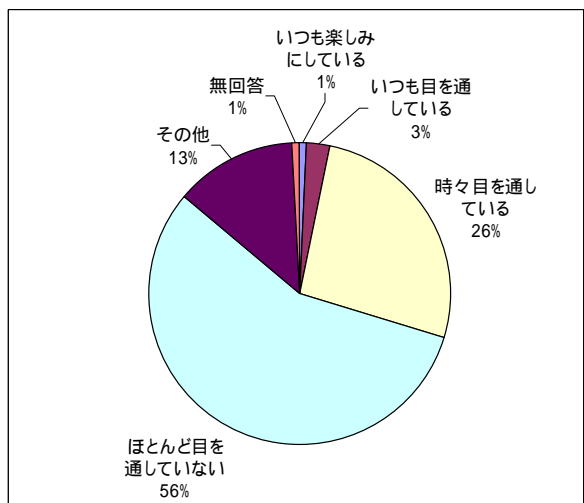
問13. あなたは、インターネットによる「佐倉市のホームページ」があることを知っていますか。

1. 知っている-----	415
2. 知らない-----	317
無回答-----	26



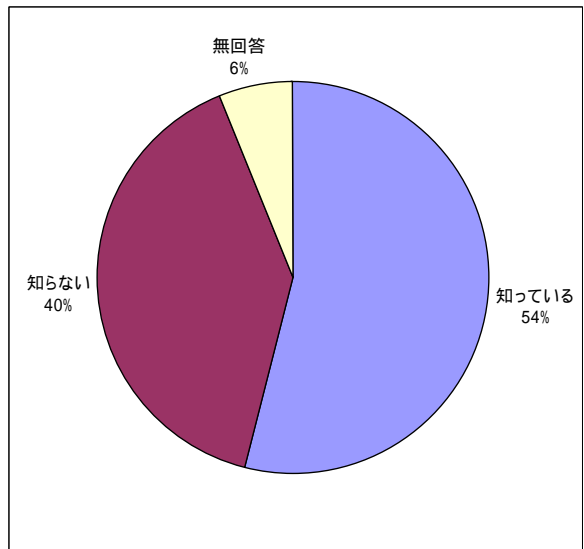
問14. 「問13.の知っている」に回答された方にお伺い致します。あなたは、どのように活用していますか。

1. いつも 楽しみにしている-----	3
2. いつも 目を通してしている-----	11
3. 時々目を通してしている-----	109
4. ほとんど目を通していない-----	234
5. その他-----	55
無回答-----	3



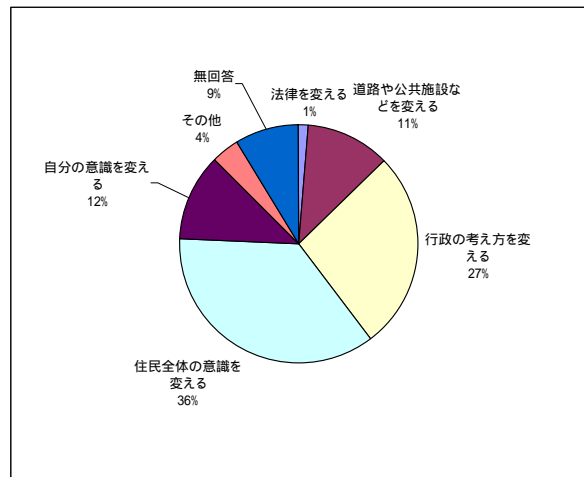
問15. あなたは、『社会福祉協議会』をご存知ですか。

1. 知っている-----	408
2. 知らない-----	304
無回答-----	46



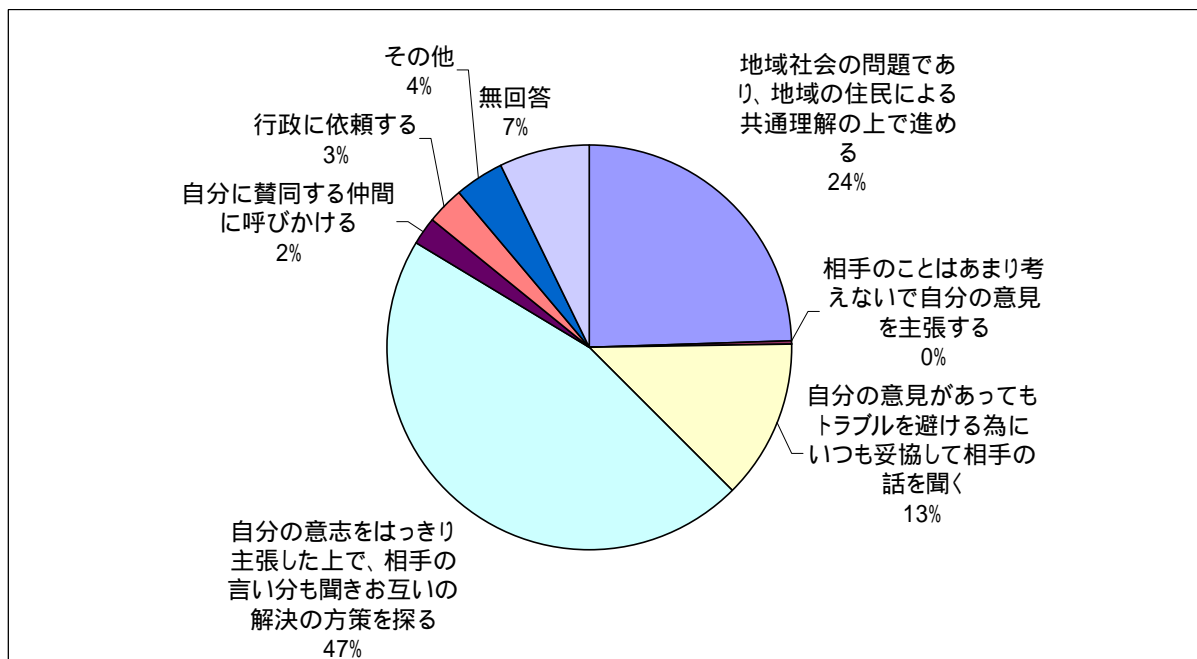
問16. あなたは、住みやすいまちをつくるには、どのようなことから始めることが必要だと思いますか。

- 1. 法律を変える----- 11
- 2. 道路や公共施設などを変える----- 86
- 3. 行政の考え方をを変える-----204
- 4. 住民全体の意識を変える-----272
- 5. 自分の意識を変える----- 90
- 6. その他----- 29
- 無回答----- 66



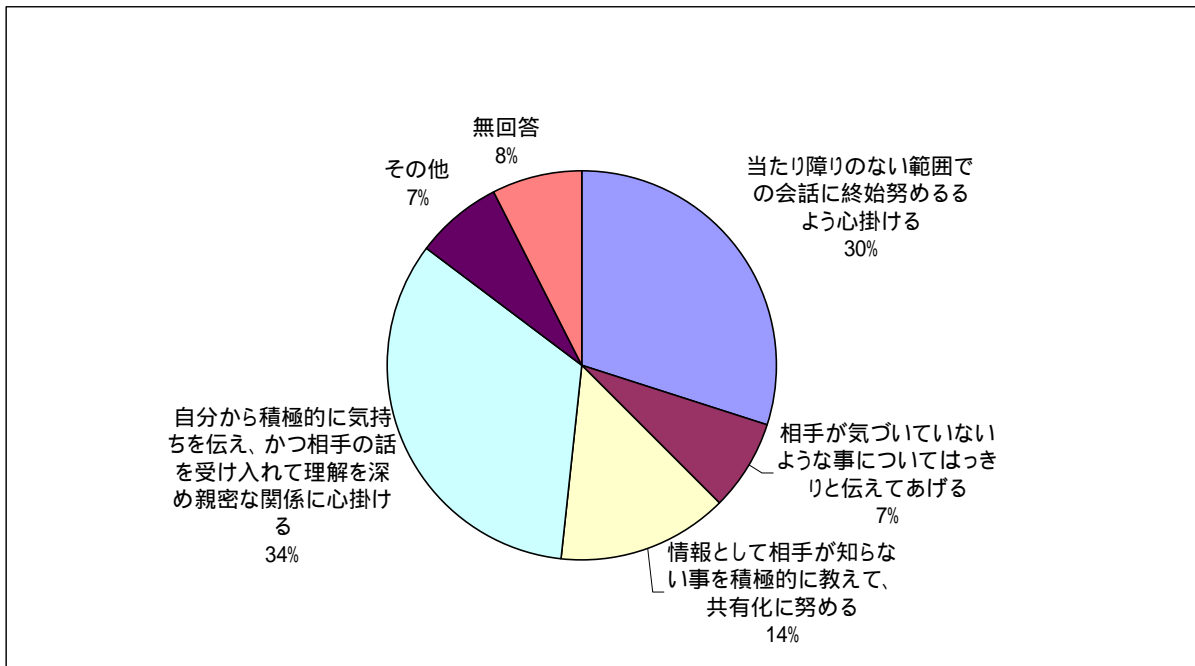
問17. 地域社会の中で生活上、相手と意見が食い違った時に、どのように解決しようと努力していますか。

- 1. 地域社会の問題であり、地域の住民による共通理解の上で進める-----185
- 2. 相手の事はあまり考えないで自分の意見を主張する----- 2
- 3. 自分の意見があってもトラブルを避けるために、いつも妥協して相手の話を聞くように心掛けている----- 98
- 4. 自分の意見をはっきり主張した上で、相手の言い分もしっかり聞いてお互い解決の方策を探る-----348
- 5. 自分に賛同する仲間に協力を呼び掛ける----- 17
- 6. 行政に依頼する----- 24
- 7. その他----- 30
- 無回答----- 54



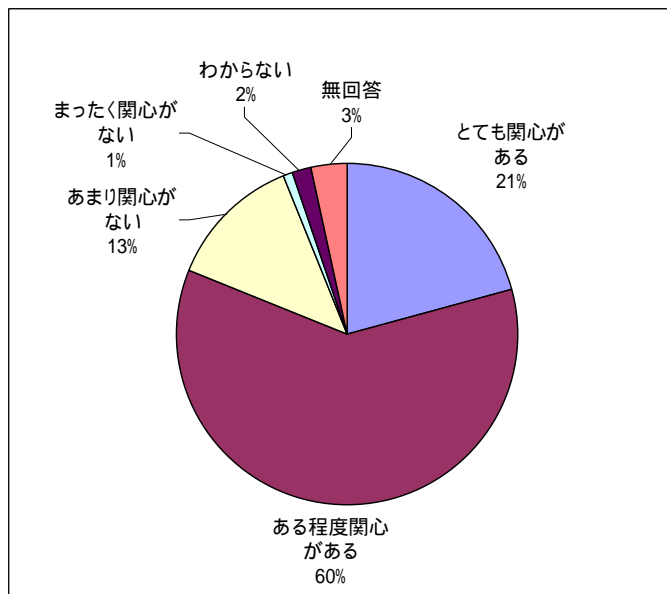
問18．人と人がかかわる時の大切なポイントは、何だと思いますか。

- 1．当たり障りのない範囲での会話に終始努めるように心掛ける-----228
- 2．相手が気づいていないような事についてはっきりと伝えてあげる----- 56
- 3．情報として相手が知らない事を積極的に教えて、共有化に努める-----108
- 4．自分から積極的に気持ちを伝え、かつ相手の話を受け入れて理解を深め、親密な関係に心掛ける-----255
- 5．その他----- 54 無回答----- 57



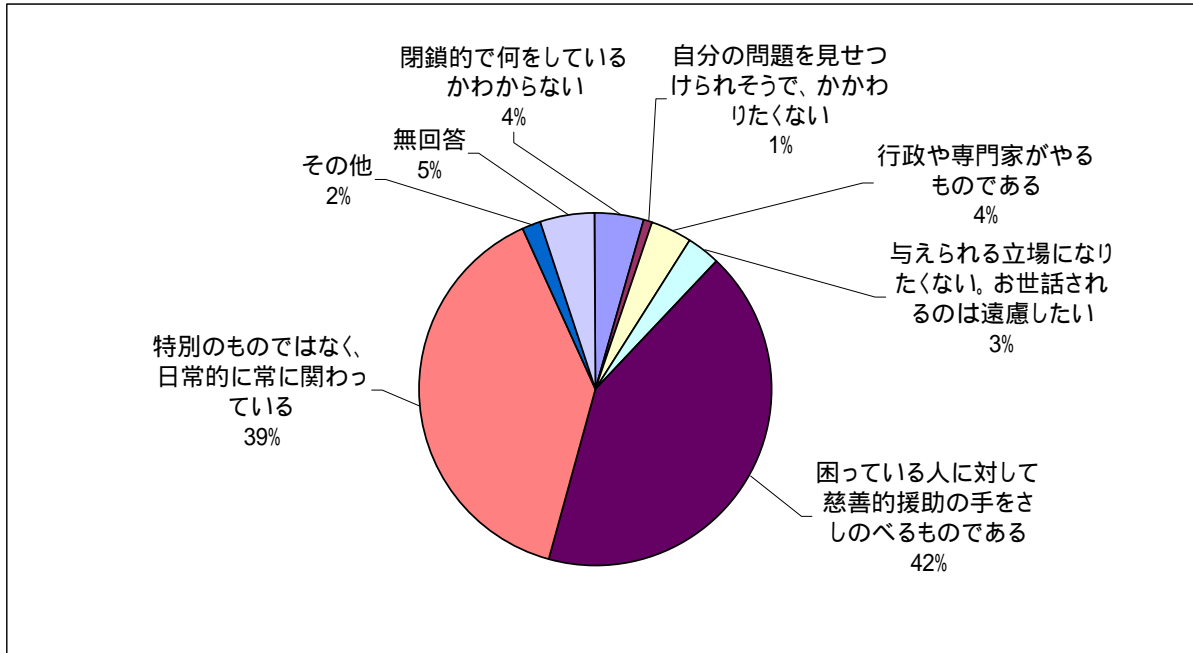
問19．あなたは、「福祉」について関心がありますか。

- 1．とても関心がある-----158
- 2．ある程度関心がある-----456
- 3．あまり関心がない----- 98
- 4．まったく関心がない----- 6
- 5．わからない----- 15
- 無回答----- 25



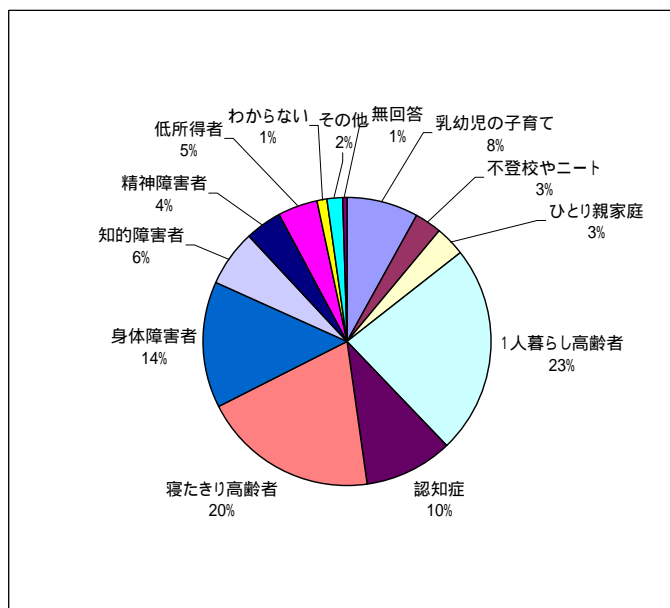
問20. あなたは、「福祉」という言葉にどんなイメージを抱いていますか。

- 1. 閉鎖的で何をしているかわからない----- 34
- 2. 自分の問題を見せ付けられそうで、かかわりたくない----- 6
- 3. 行政や専門家がやるものである----- 29
- 4. 与えられる立場になりたくない、お世話されるのは遠慮したい----- 23
- 5. 困っている人に対して慈善的援助の手をさしのべるものである-----318
- 6. 特別のものではなく、日常生活に常に関わっている-----297
- 7. その他----- 13 無回答----- 38



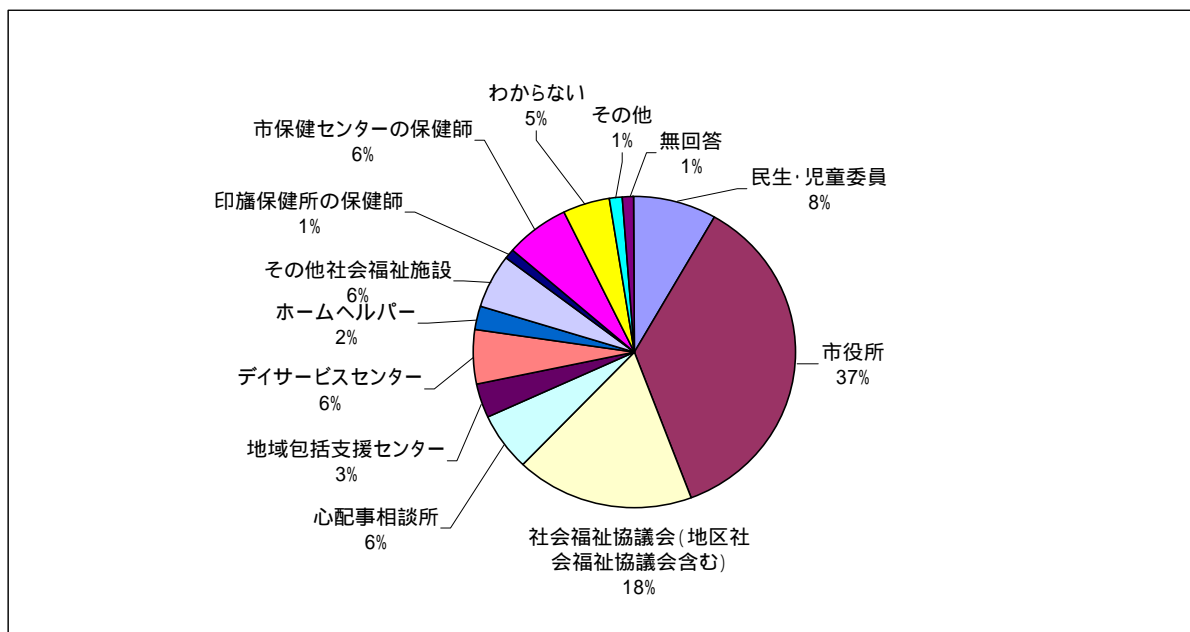
問21. あなたは、今までの暮らしの中で、どのような人に社会福祉サービスが必要だと思えますか。当てはまるものを3つまで 印をつけてください。

- 1. 乳幼児の子育て-----171
- 2. 不登校やニート----- 63
- 3. ひとり親家庭----- 72
- 4. 一人暮らし高齢者-----496
- 5. 認知症-----213
- 6. 寝たきり高齢者-----423
- 7. 身体障がい者-----303
- 8. 知的障がい者-----136
- 9. 精神障がい者----- 86
- 10. 低所得者----- 97
- 11. わからない----- 20
- 12. その他----- 35
- 無回答----- 14



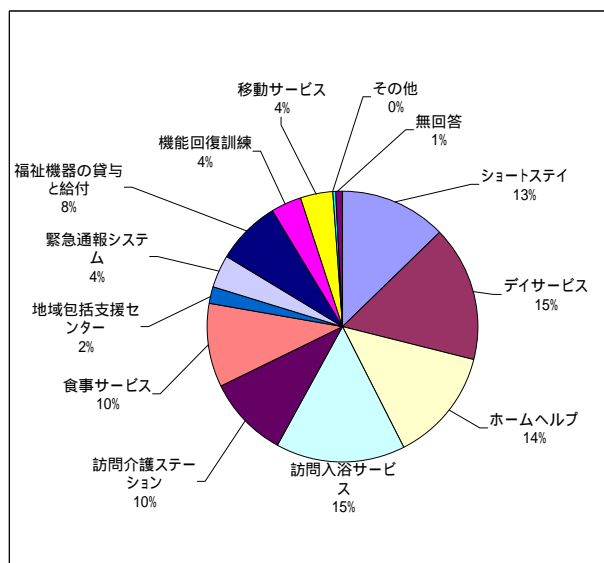
問22. 保健・福祉・介護サービスが必要になったとき、あなたはどこに相談しにいきますか。当てはまるものを3つまで 印をつけて下さい。

- | | | | |
|------------------------------|-----|--------------------|-----|
| 1. 民生・児童委員----- | 132 | 2. 市役所----- | 576 |
| 3. 社会福祉協議会（地区社会福祉協議会含む）----- | 288 | | |
| 4. 心配ごと相談所----- | 98 | 5. 地域包括支援センター----- | 56 |
| 6. デイサービスセンター----- | 89 | 7. ホームヘルパー----- | 40 |
| 8. その他社会福祉施設----- | 91 | 9. 印旛保健所の保健師----- | 20 |
| 10. 市保健センターの保健師----- | 100 | 11. わからない----- | 75 |
| 12. その他----- | 24 | 無回答----- | 18 |



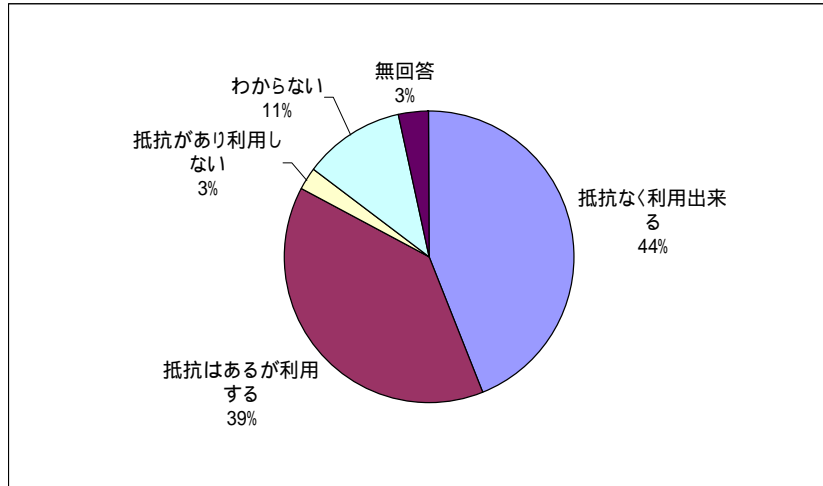
問23. あなたは、下記にかかげる在宅による保健・福祉・介護サービスを知っていますか。次の中から知っているものを全て選んで 印をつけてください。

- | | |
|--------------------|-----|
| 1. ショートステイ----- | 468 |
| 2. デイサービス----- | 602 |
| 3. ホームヘルプ----- | 501 |
| 4. 訪問入浴サービス----- | 572 |
| 5. 訪問看護ステーション----- | 363 |
| 6. 食事サービス----- | 362 |
| 7. 地域包括支援センター----- | 74 |
| 8. 緊急通報システム----- | 148 |
| 9. 福祉機器の貸与と給付----- | 284 |
| 10. 機能回復訓練----- | 133 |
| 11. 移動サービス----- | 145 |
| 12. その他----- | 14 |
| 13. 無回答----- | 27 |



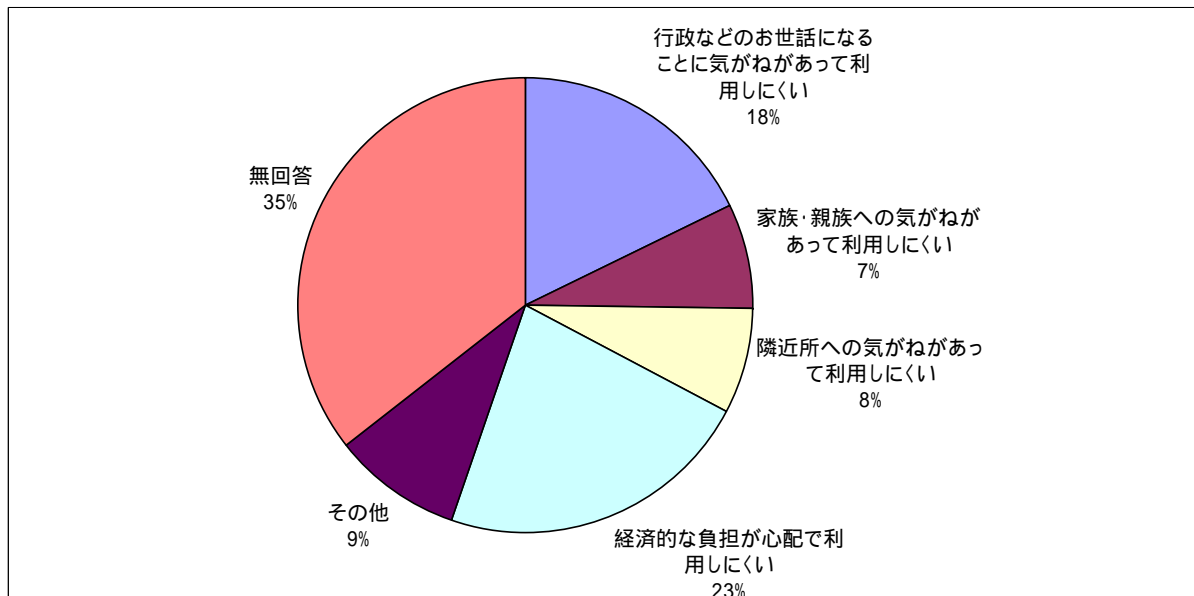
問 2 4 . あなた自身又はあなたの家族が、保健・福祉・介護サービスを必要としたとき「問 23」にあるようなサービスを、抵抗なく利用することができますか。

- 1 . 抵抗なく利用できる-----332 2 . 抵抗はあるが利用する-----296
 3 . 抵抗があり利用しない----- 19 4 . わからない----- 86
 無回答----- 25



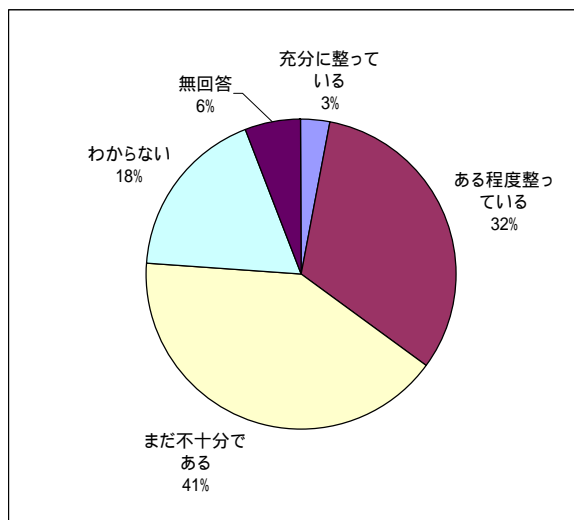
問 2 5 . 「問 24」で、「2.抵抗はあるが利用する。」「3.抵抗があり利用しない。」と答えた方にお伺いします。どのような抵抗を感じますか。

- 1 . 行政などのお世話になることに気がねがあって利用しにくい----- 87
 2 . 家族・親族への気がねがあって利用しにくい----- 36
 3 . 隣近所への気がねがあって利用しにくい----- 37
 4 . 経済的な負担が心配で利用しにくい-----110
 5 . その他----- 44 無回答-----174



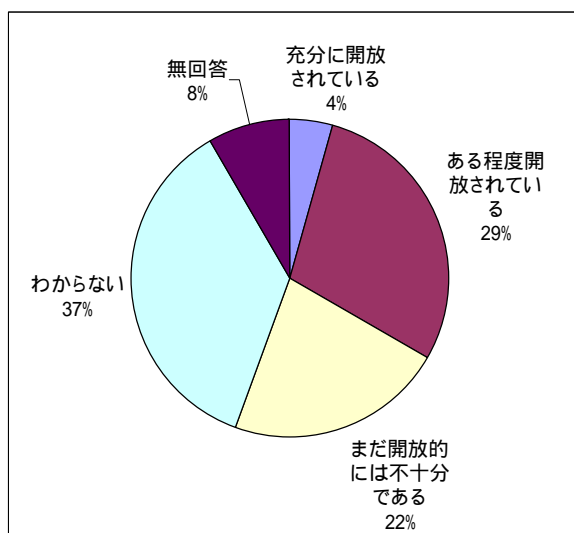
問26．子どもが安心して、のびのびと遊べる場所について、あなたの考えに近いものを一つだけ選んで 印をつけてください。

- 1．十分に整っている----- 24
- 2．ある程度整っている-----242
- 3．まだ不十分である-----311
- 4．わからない-----137
- 無回答----- 44



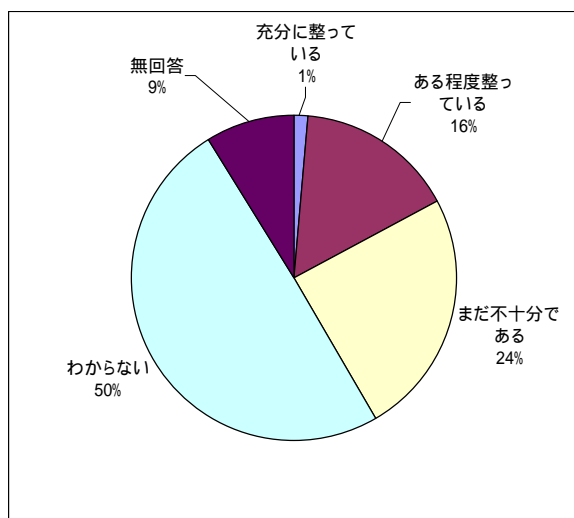
問27．保育所や幼稚園、小・中学校などの保育・教育施設の地域への開放〔有効活用〕について、あなたの考えに近いものを一つだけ選んで 印をつけてください。

- 1．十分に開放されている----- 34
- 2．ある程度開放されている-----218
- 3．まだ開放的には不十分である-----170
- 4．わからない-----273
- 無回答----- 63



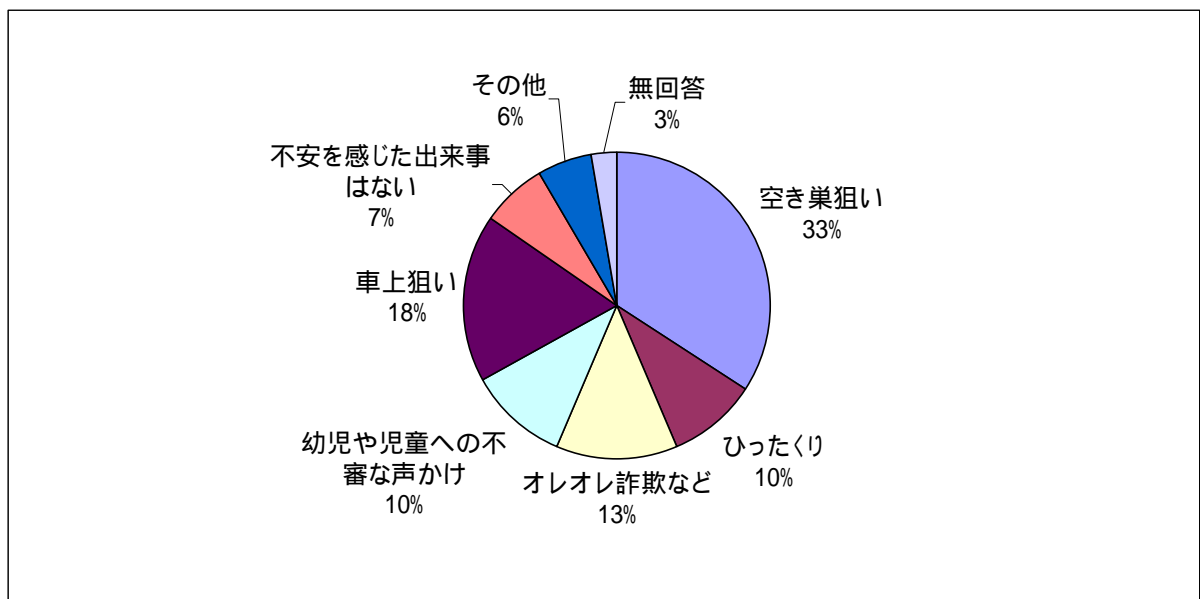
問28．子どもを持つ親同士の交流や学習する機会や場所を確保したり、子育てグループを育成することについて、あなたの考えに近いものを一つだけ選んで 印をつけてください。

- 1．十分に整っている----- 10
- 2．ある程度整っている-----121
- 3．まだ不十分である-----184
- 4．わからない-----375
- 無回答-----68



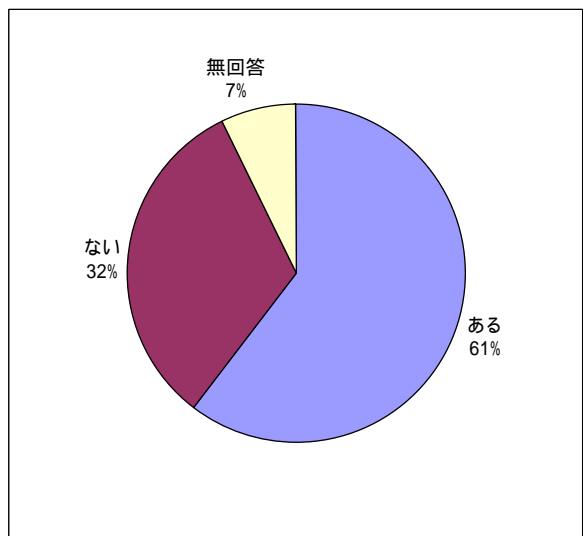
問29．あなたは、お住まいの地域で、最近（2年ぐらい）不安を感じた出来事がありましたか。次の中で当てはまるものをいくつでも選んでください。

- 1．空き巣狙い-----455
- 2．ひったくり-----127
- 3．オレオレ詐欺など-----171
- 4．幼児や児童への不審な声かけ-----140
- 5．車上狙い-----238
- 6．不安を感じた出来事はない----- 93
- 7．その他----- 74
- 無回答----- 38



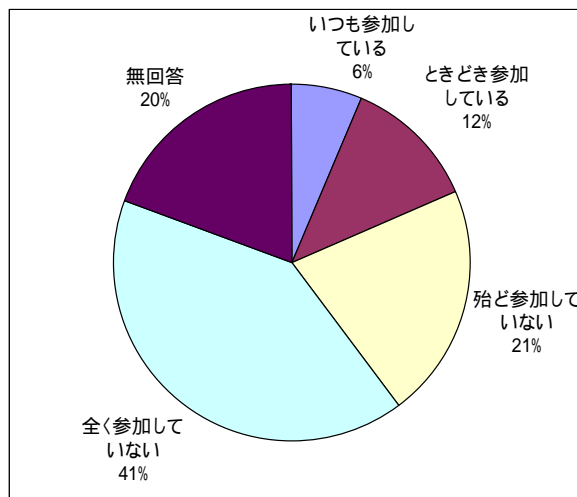
問30．あなたのお住まいの地域で、住民が協力して行なっている防犯活動などがありますか。

- 1．ある-----457
- 2．ない-----246
- 無回答----- 55



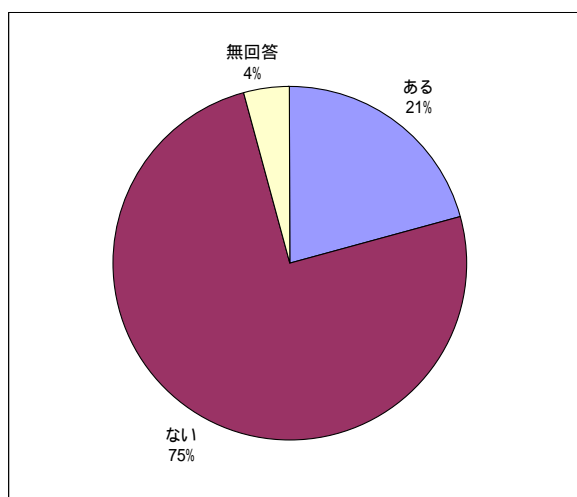
問3 1 .「問 30.」で「1.ある」と答えたかたにお伺いいたします。あなたは、現在、地域の住民が協力して行なっている防犯活動などに参加していますか。次の中から1つ選んで該当する番号を で囲んでください。

- 1 .いつも参加している----- 37
- 2 .ときどき参加している----- 70
- 3 .殆ど参加していない-----123
- 4 .全く参加していない-----235
- 無回答-----113



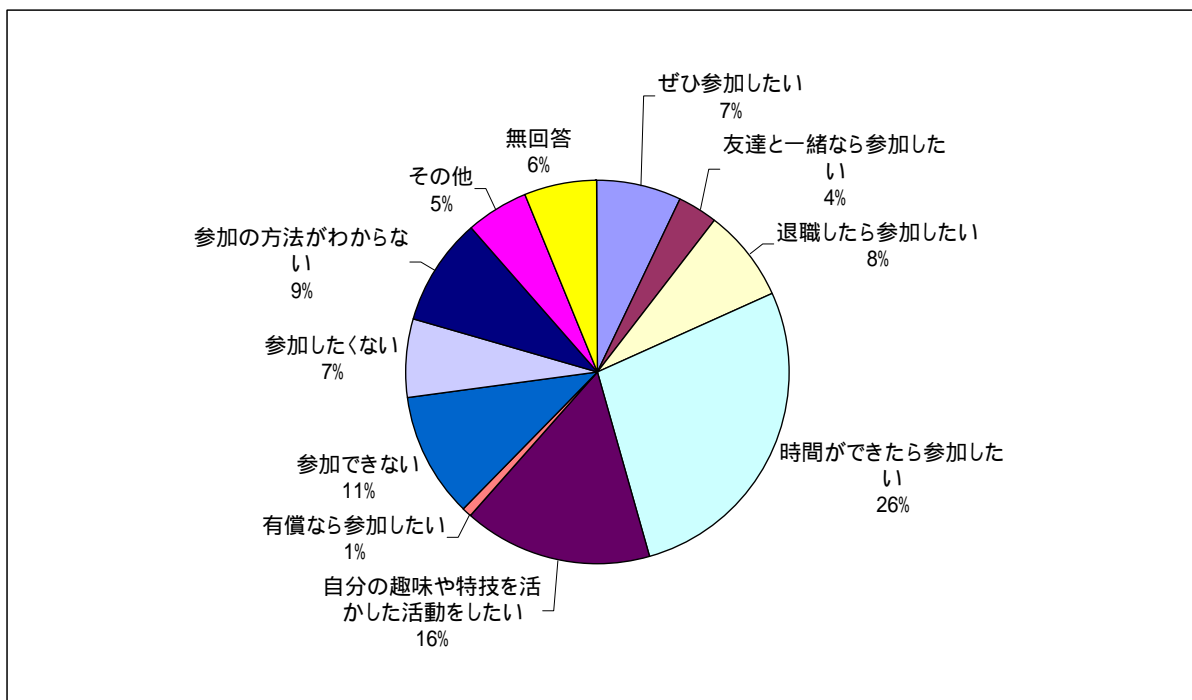
問3 2 .あなたは、過去5年以内にボランティア活動（募金への協力は除く）に参加したことがありますか。

- 1 .ある----- 157
- 2 .ない----- 570
- 無回答----- 31



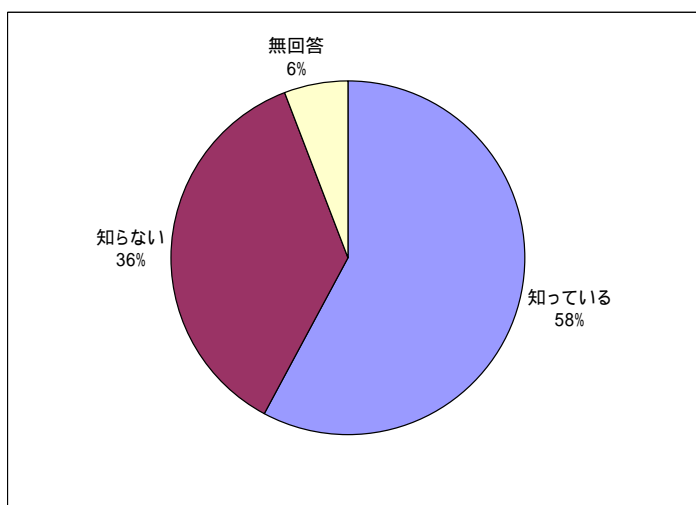
問33. あなたは、ボランティア活動に参加したいと思いますか。

- | | | | |
|-----------------------------|-----|-----------------------|-----|
| 1. ぜひ参加したい----- | 54 | 2. 友達と一緒になら参加したい----- | 27 |
| 3. 退職したら参加したい----- | 57 | 4. 時間ができたら参加したい----- | 208 |
| 5. 自分の趣味や特技を活かした参加をしたい----- | 120 | | |
| 6. 有償なら参加したい----- | 6 | 7. 参加できない----- | 80 |
| 8. 参加したくない----- | 50 | 9. 参加の方法がわからない----- | 70 |
| 10. その他----- | 40 | 無回答----- | 46 |



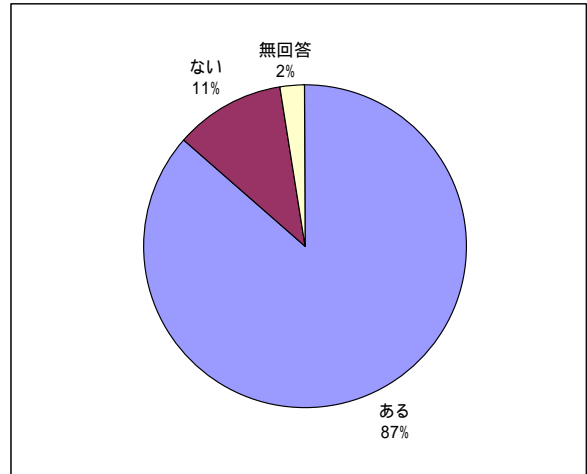
問34. あなたは、全市民が力をあわせて、安心して住み続けることができる理想のまちづくりとして、佐倉市に「佐倉市市民憲章」があることを知っていますか。

- | | |
|---------------|-----|
| 1. 知っている----- | 437 |
| 2. 知らない----- | 276 |
| 無回答----- | 45 |



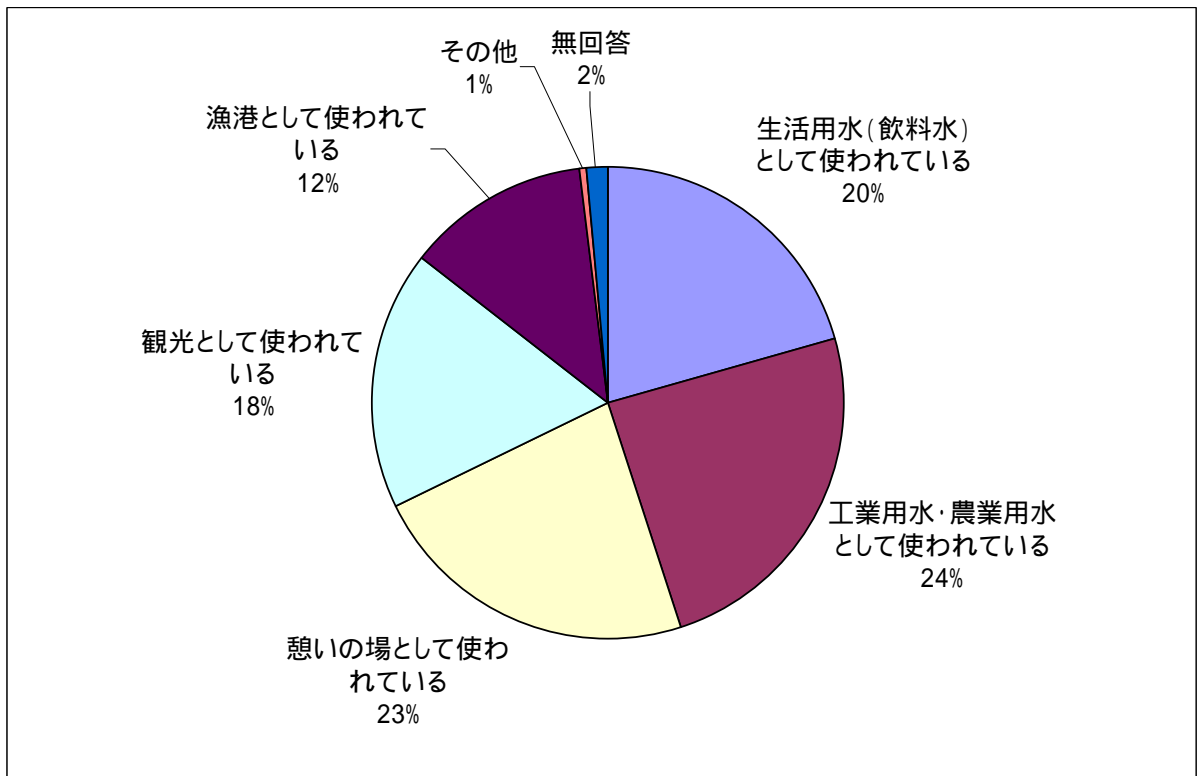
問35．あなたは、佐倉の自然のなかで、「佐倉市市民憲章」で謳われている印旛沼に行ったことがありますか。

- 1．ある-----655
- 2．ない----- 85
- 無回答----- 18



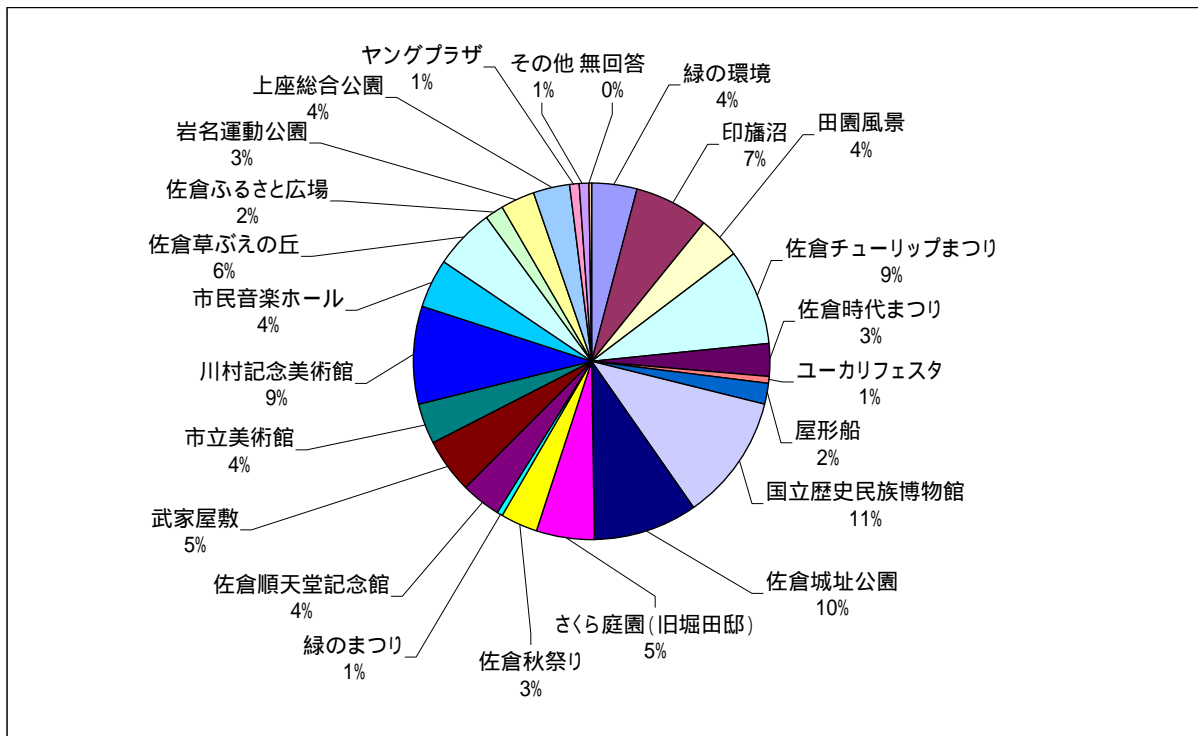
問36．あなたは、印旛沼が私たちの生活とどのように関係していると思いますか。次の中から該当すると思われる番号をすべてで囲んでください。

- 1．生活用水（飲用水）として使われている-----406
- 2．工業用水・農業用水として使われている-----486
- 3．憩いの場として使われている-----450
- 4．観光として使われている-----356
- 5．漁業として使われている-----245
- 6．その他----- 11
- 無回答----- 30



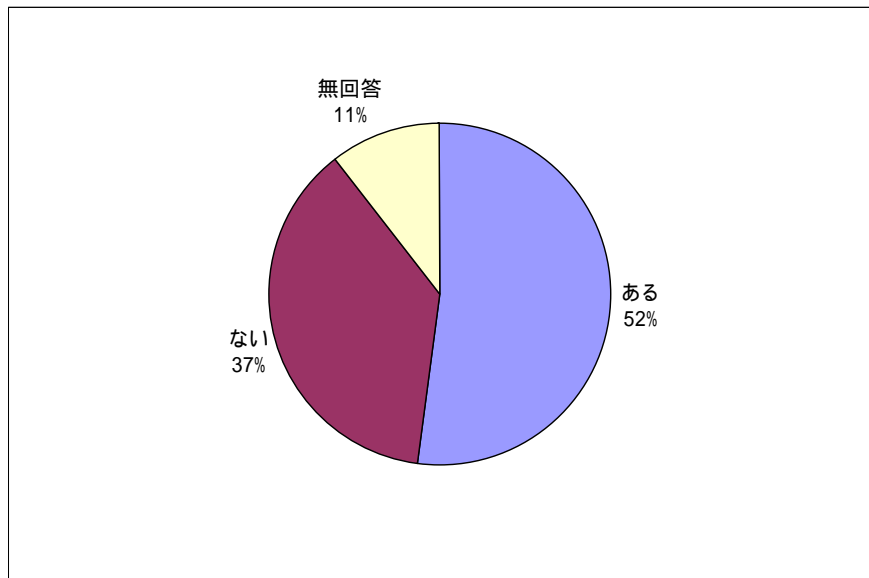
問37．佐倉市市民憲章で歴史のまちと謳っていますが、私達の住んでいる佐倉の「イトコ」を探し、佐倉で自分の好きな場所や友達に紹介したいと思う場所をあげてください。次の中から該当すると思われる番号をすべてで囲んでください。

1．緑の環境-----226	2．印旛沼-----349
3．田園風景-----211	4．佐倉チューリップまつり-----457
5．佐倉時代まつり-----148	6．ユーカーリフェスタ----- 43
7．屋形船----- 92	8．国立歴史民俗博物館-----601
9．佐倉城址公園-----514	10．さくら庭園（旧堀田邸）-----271
11．佐倉秋祭り-----174	12．緑のまつり----- 33
13．佐倉順天堂記念館-----191	14．武家屋敷-----266
15．市立美術館-----197	16．川村記念美術館-----469
17．市民音楽ホール-----226	18．佐倉草ぶえの丘-----302
19．佐倉ふるさと広場----- 89	20．岩名運動公園-----154
21．上座総合公園-----189	22．ヤングプラザ----- 41
23．その他----- 43	無回答----- 13



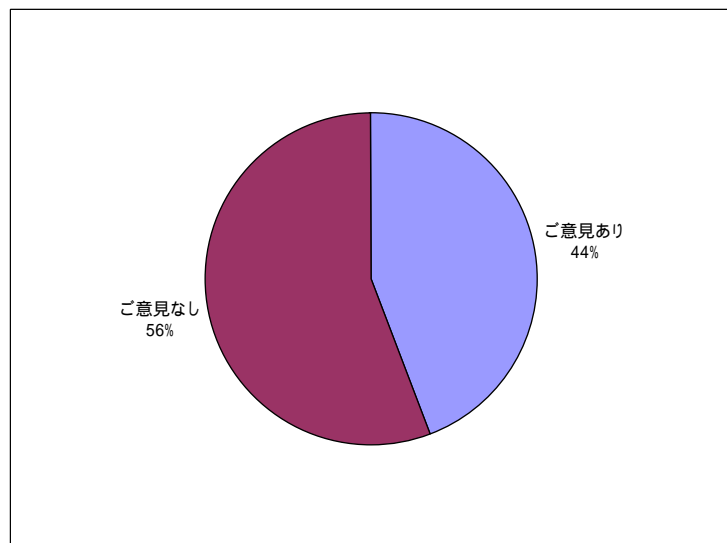
問38．あなたが歩いて行ける身近な場所で、他の人に紹介できる「イトコ」がありますか。問37
でご紹介した場所も含めてご検討下さい。

- 1．ある-----394
- 2．ない-----283
- 無回答----- 81



問39．ご意見やご要望について

- 1．ご意見あり-----334
- 2．ご意見なし-----423



資料 1 6

文献・資料収集リスト

横須賀市（神奈川県）社協地域福祉活動計画
鶴岡市（山形県）地域福祉活動計画
千葉県内社協地域福祉活動計画 栄町（H15.3） 浦安市（H16.3） 大網白里町（H7.3） 千葉市（H12.3） 野田市（H12.3） 成東町（H13.3） 白井市（H13.4） 習志野市（H17.3） 柏市中間報告（H17.3） 柏市完全版（H18.3） 市原市（H18.3）
社会福祉協議会における福祉教育推進検討委員会報告書（H17.11）
住民福祉懇談会報告書（H14～H17）
佐倉市高齢者保健・福祉・介護計画見直しのためのアンケート調査報告書（H17.8）
佐倉市市民意識調査報告書（H17.3）
佐倉市次世代育成支援行動計画ニーズ調査報告書（H16.3）
佐倉市健康増進推進計画 健康さくら 21（H16.3）
第2期佐倉市高齢者保健・福祉・介護計画（H15.3）
佐倉市障害者計画 自立支援さくらプラン 改訂版（H14.3）
佐倉市福祉のまちづくり計画（H13.3）
地域子育て支援センター事業における相談内容および件数（H16）
平成17年度家庭児童相談実績（H17.4～H18.1）
児童虐待防止に関する関係者アンケート結果（H16.9～H16.11）
佐倉市生涯学習推進計画（H11.3）
警察の福祉課題としてまとめたもの（警察署長あて依頼）
消防の福祉課題としてまとめたもの（消防庁あて依頼）
第三次千葉県障害者計画 印旛地区タウンミーティング報告書（H16.4）
民生委員・児童委員へのアンケート

資料 17

タウンミーティング開催案内チラシ

みんなで語り合ひましょう！

「誰もが安心して、住んで暮らしていくには…」について

タウンミーティング

佐倉市では、皆様から頂いたご意見に基づいて《行政が市民の参加を得て策定する地域福祉計画》と《社会福祉協議会が市民に呼びかけて策定する地域福祉活動計画》の策定作業を進めております。

そこで佐倉市内の4箇所において、この両計画について下記のとおりタウンミーティングを開催いたします。佐倉市の実情に応じた地域福祉のあり方や計画の内容等について皆さまからご意見をお伺いしたいと思います。皆さまふるってご参加下さい。

第1回 10月29日(日) 和田ふるさと館
第2回 11月 5日(日) 中央公民館
第3回 11月11日(土) 志津コミュニティセンター
第4回 11月12日(日) 間野台小学校

■時 間：全ての会場で午後1時～午後4時30分(開場：午後0時30分)
◇内 容：両計画骨子案の説明・シンポジウム・参加者との意見交換他
☆コーディネーター 松山 毅(順天堂大学講師)
☆パネリスト
○渡貫 博孝(佐倉市長)
○谷田部 満(佐倉市社会福祉協議会会長)
○恵下 均(佐倉市地域福祉計画策定懇話会副会長)
○徳嵩 陽子(佐倉市地域福祉活動計画策定委員会委員長)

※上記の方以外に各会場地区在住の方にご登壇いただく予定です。
◇参加費：無料
◇申込み：事前申込み不要(保育等をご希望の場合は事前にご連絡下さい)
◇その他：手話通訳・要約筆記、保育・車イスの用意有り

<主催>

佐倉市・佐倉市社会福祉協議会
地域福祉計画及び地域福祉活動計画合同タウンミーティング実行委員会

<お問い合わせ先>

佐倉市社会福祉課 担当者 石井 厚 TEL043-484-6135
佐倉市社会福祉協議会 担当者 貝沼憲男 TEL043-484-6197

資料18

タウンミーティング実施状況

タウンミーティングを開催するにあたり、平成18年9月13日に4つの会場ごとの実行委員会を立ち上げました。

各実行委員会は、佐倉市地域福祉計画の市民委員、佐倉市地域福祉活動計画の市民委員、地区社会福祉協議会の福祉委員、佐倉市職員及び社会福祉協議会職員、計28名から46名で組織しました。

タウンミーティング実行委員長は佐倉市地域福祉計画の市民委員、副委員長は佐倉市地域福祉活動計画の市民委員、事務局長は佐倉市職員が就任し、事前準備から当日の運営・後片付けに至るまで、官民協働によるタウンミーティングでした。

日 時	平成18年10月29日(日)	13:00から16:40
場 所	和田ふるさと館	
参加者	133人(内スタッフ52人)	

日 時	平成18年11月5日(日)	13:00から16:40
場 所	中央公民館	
参加者	171人(内スタッフ49人)	

日 時	平成18年11月11日(土)	13:00から16:40
場 所	志津コミュニティセンター	
参加者	198人(内スタッフ47人)	

日 時	平成18年11月12日(日)	13:00から16:50
場 所	間野台小学校	
参加者	205人(内スタッフ46人)	

参加者4会場合計 延べ707人(内スタッフ 延べ194人)



タウンミーティングの様子